豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまちを目指して

清瀬市は、平成19年に策定した「清瀬市農業振興計画」において、「農で育むまちづくり 伝えよう創る喜び自然の恵み 清瀬市農業」をスローガンに掲げ、意欲的な農業者を支援するため、認定農業者制度の推進や、パイプハウス等の施設化等への支援に取り組んだ他、市民農園や中学生の農業体験、消費者の農地見学会等、市民とのふれあい農業の推進に努める等、具体的な農業振興施策の実現を進めてまいりました。

こうした中、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、都市の農地が「あるべきもの」として見直され、都市農業への期待が高まっています。

また、大消費地を抱える都市農業は、フード・マイレージなどの指標や地産地消への期待の高まりから、地元産農産物を求める消費者も多くなってきており、都市農業は大きな転換期を迎えています。

今回策定した第３次農業振興計画は、これまでの取り組みを踏まえ、「守ろう！活かそう！育てよう！清瀬市農業」をスローガンに掲げ、清瀬市農業のさらなる発展を目指して、「農地保全と多面的機能の活用」「担い手の確保・育成」「食の安心・安全と地産地消の推進」「ふれあい農業の推進」の４つを施策の柱と定め、幅広く長期的に今後展開していくべき清瀬市農業の方向性について取りまとめました。

本計画を推進していくために、農業者や各農業団体はもちろんのこと、市民の皆様、関係事業者の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、本振興計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様、ならびに多くの関係者の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

平成29年３月

清瀬市長　　渋 谷　金 太 郎

第３次清瀬市農業振興計画目次

序　章　農業振興計画の趣旨　1

１　農業振興計画策定の目的 ･･ 2
２　計画の期間 ･･ 2
３　本計画の位置付け ･･ 3

第１章　清瀬市農業の現状と課題　5

１　清瀬市の概要 ･･ 6
２　清瀬市農業の現状 ･･ 8
３　農業に対する農家・市民の考え ･･ 22
４　清瀬市農業の課題 ･･ 29

第２章　清瀬市農業の展開方向　31

１　清瀬市農業の将来像 ･･ 32
２　展開方向 ･･ 33
３　農業経営確立のための将来指標 ･･ 35

第３章　農業振興施策の体系と内容　43

１　計画の体系 ･･ 44
２　計画の内容 ･･ 45
展開方向①　農地保全と多面的機能の活用 ･･････････････････････････････････････ 45
展開方向②　担い手の確保・育成 ･･ 47
展開方向③　食の安心・安全と地産地消の推進 ･･････････････････････････････････ 50
展開方向④　ふれあい農業の推進 ･･ 52
３　今後１０年間の重点項目について ･･ 54
４　計画の実現に向けて ･･ 55

参考資料 …… 57

1　清瀬市農業振興計画策定委員会名簿 …… 58
2　検討経過 …… 59

序　章　農業振興計画の趣旨

１．農業振興計画策定の目的

清瀬市は平成１９年３月に「清瀬市農業振興計画」を策定し、“農で育むまちづくり　伝えよう創る喜び自然の恵み　清瀬市農業”をスローガンに掲げ、清瀬市農業の更なる発展を目指して、様々な施策を行なってきました。しかし、策定後１０年を経過し、その間都市農業を取り巻く状況は大きく変化し、輸入農産物の増加や原材料の高騰などに起因する収益性の悪化や、農業者の高齢化・後継者不足、消費者のニーズの多様化の他、都市部においては都市化・宅地化の進展による作業環境の悪化、相続等を契機とした農地の減少等、様々な問題を抱えています。

一方で、食の安全・安心の確保や温室効果ガスの削減効果に繋がることから、地場産の農産物を積極的に活用する「地産地消」への期待が高まるとともに、都市農地の持つヒートアイランド現象の緩和効果や雨水の保水の役割、災害時の一時的な避難場所等や防災空間としての役割等、都市農地の多面的な機能が改めて見直され、様々な面で市民生活に大きく関わっています。

本市では、担い手の確保や農業の生産基盤整備、地元農産物のブランド化等様々な取組みを実施してきましたが、この様な社会情勢の変化を踏まえ、今後１０年間の清瀬市の農業振興の目標を明らかにし、農地を守り、担い手を育成する効果的な施策の展開を図っていくことを目的として、本計画を策定するものです。

２．計画の期間

「第３次清瀬市農業振興計画」の計画期間は、平成２９年度（２０１７年度）から平成３８年度（２０２６年度）までの１０年間とします。なお、社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画とするとともに、中間年の５年度（平成３３年度）には中間の達成状況を点検し公表します。

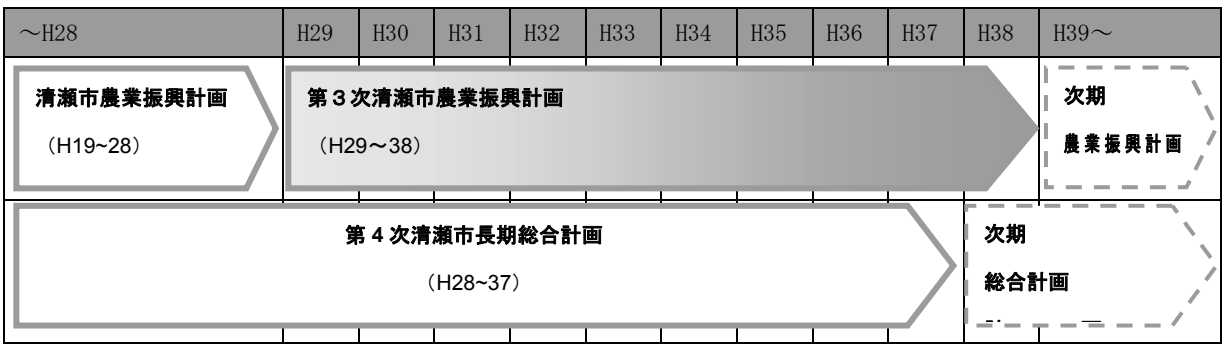

３．本計画の位置付け

（１）第４次清瀬市長期総合計画

本計画は、「第４次清瀬市長期総合計画」に示される農業分野の進行方針を具体的に示したものです。

（２）食料・農業・農村基本法

平成２２年３月に改定された食料・農業・農村基本法との整合性を図ります。

（３）東京都農業振興プラン

平成２３年度に改定された「東京都農業振興プラン」では、①東京農業の特性を生かした産業力の強化②都内産農産物の安全･安心の確保と地産地消の推進③豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献の３つを東京農業の基本的な振興方向として示しています。本計画では、施策展開として東京都農業振興プランの進行方向を踏まえ、連携して施策展開を図るものとします。

（４）農業経営基盤強化促進法

本計画は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想として位置付け、認定農業者制度[1]の活用、農業者の支援・育成を図ります。

（５）都市農業振興基本法

平成２７年４月に制定された都市農業振興基本法は、都市農業の振興に関して、国や地方公共団体、都市農業者の責務を明確にし、各主体が施策を講じることを求め、「①都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと」「②良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと」「③国民の理解の下に施策の推進が図られるべきこと」の３つの基本理念が示されました。

本計画は、「都市農業の多様な機能の発揮」を重点項目と定め、各種施策を総合的・効果的に推進するための地方計画と位置付けます。

---

[1] 認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度。

■　図表　国・都・市の上位計画等との関連

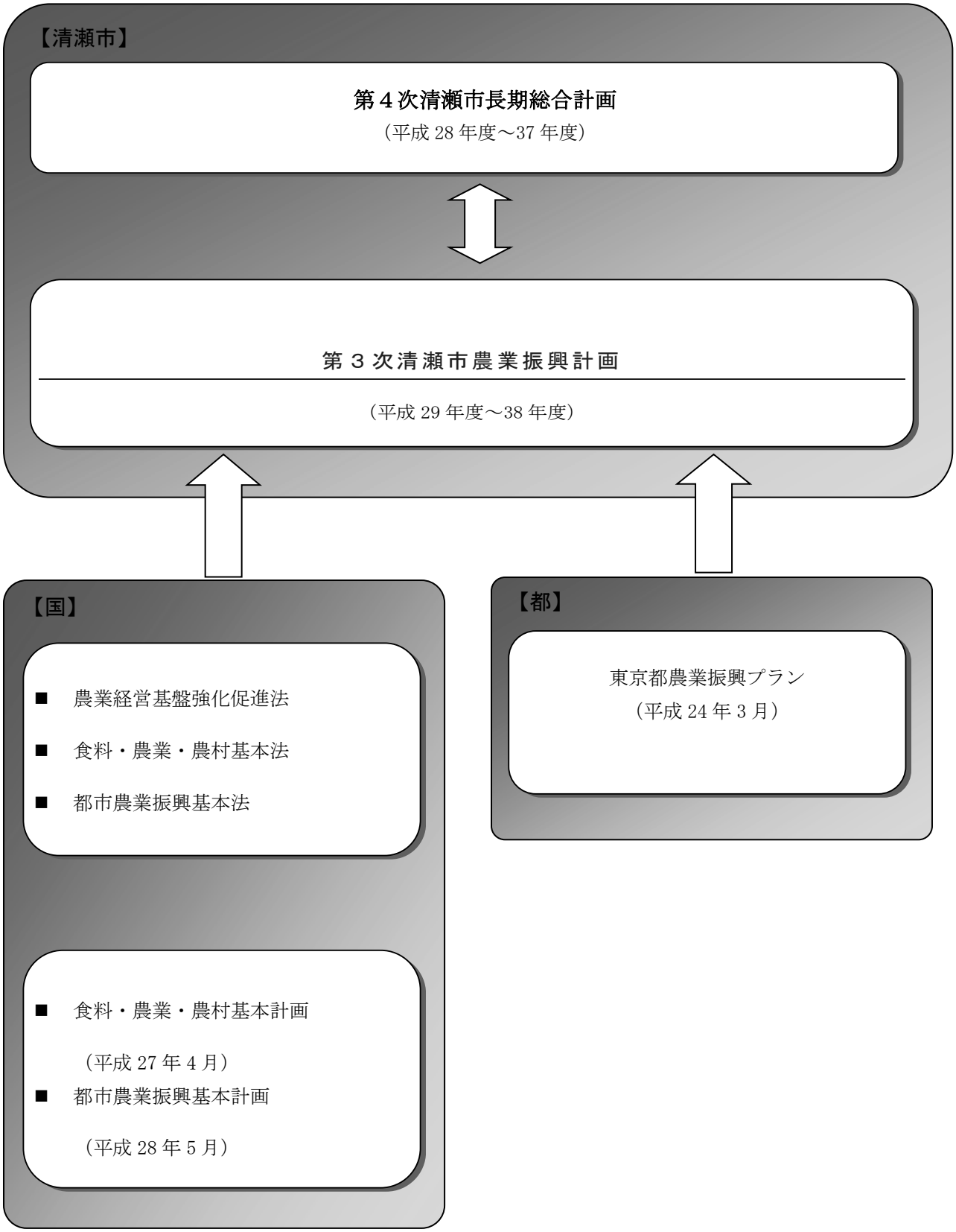

第１章　清瀬市農業の現状と課題

１．清瀬市の概要

（１）位置

清瀬市は、東京都心から約 25km 圏内、多摩地域の北東部に位置し、東西 4.63km、南北 5.09km で、面積は 10.23 ㎢となっています。北側は埼玉県の所沢市と新座市、南側は東京都の東村山市、東久留米市に接しています。

鉄道沿線を中心に市街化が進み東京都のベッドタウンとして発展する一方で、古くから純農村地帯であったことから、雑木林や農地、屋敷林などが一体となった武蔵野の原風景を色濃く残しています。

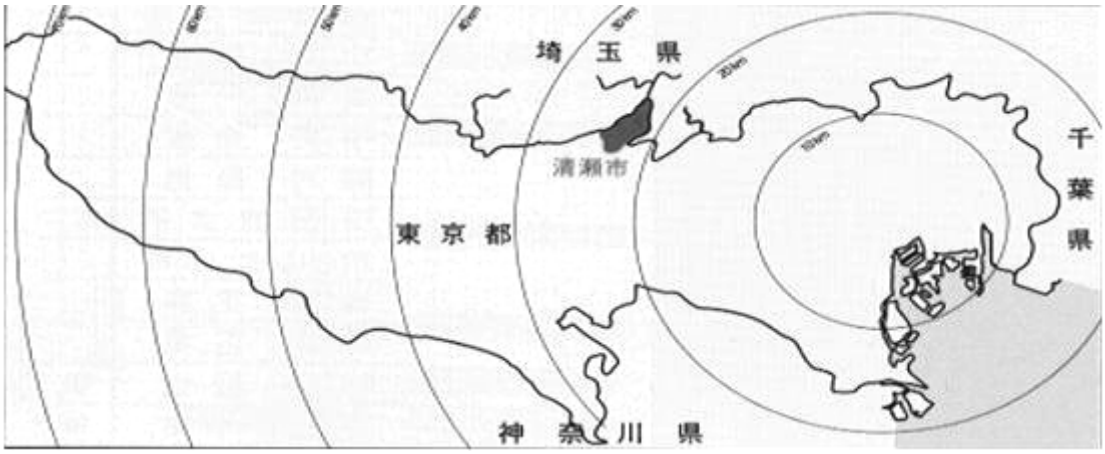

（２）　清瀬市の歩み

清瀬市は純農村地帯として長い歴史を歩みながら、上清戸、中清戸、下清戸、野塩、中里、清戸下宿の 6 か村が合併し、明治 22 年に清瀬村が誕生しました。その後明治 26 年に東京府に編入されました。当時は、大根、里芋、さつまいも等を主に栽培する純農村地帯でした。

昭和 6 年以降、清瀬の自然環境と交通の便の良さから結核療養施設が次々と建設され、療養所のあるまちとして知られるようになりました。

昭和 20 年の終戦を境に、療養所の一部が海外からの引揚者の住宅として利用され、多くの人々が転入し、昭和 30 年代後半から清瀬市においても都営住宅や公営の集合住宅の建設が相次ぎ、人口が急増。5 万人を超えた昭和 45 年に市制を施行、現在に至ります。

（３）　人口・世帯数の推移

当市の人口は平成 27 年において 74,374 人、34,162 世帯となっています。将来人口予測として、「第 4 次清瀬市長期総合計画」では、目標年次平成 37 年（2025 年）において 72,734 人となっており、今後は緩やかに減少傾向となっていくものと考えられます。

世帯あたり人員の推移をみると、平成 2 年では 2.8 人、平成 17 年では 2.3 人であったものが、平成 27 年には 2.1 人となっており、核家族化の進行がみられます。

高齢化率は、平成 27 年における 65 歳以上の割合が 26.7%に対して、「第 4 次清瀬市長期総合計画」の人口推計において、平成 37 年（2025 年）における 65 歳以上の割合が 28.3%となっており、高齢化は今後も進行していくことが予想されます。

◇人口推計

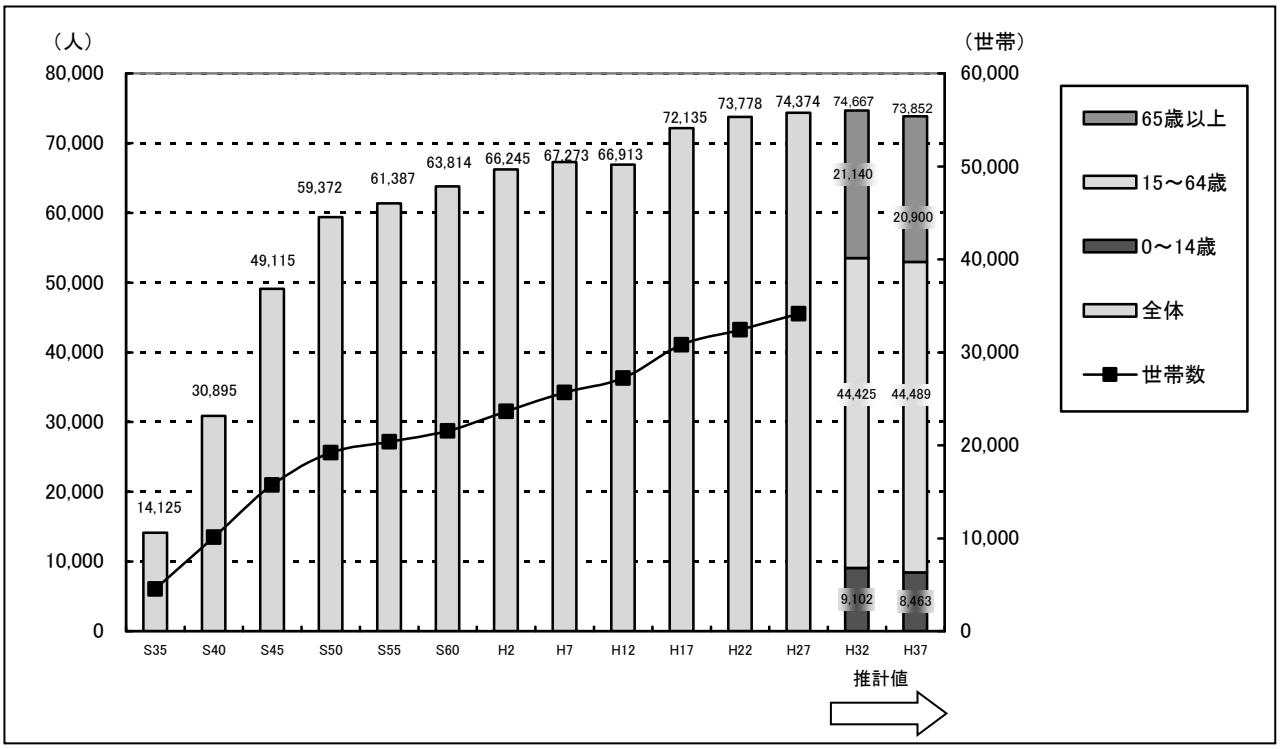

◇世帯人員数の推移

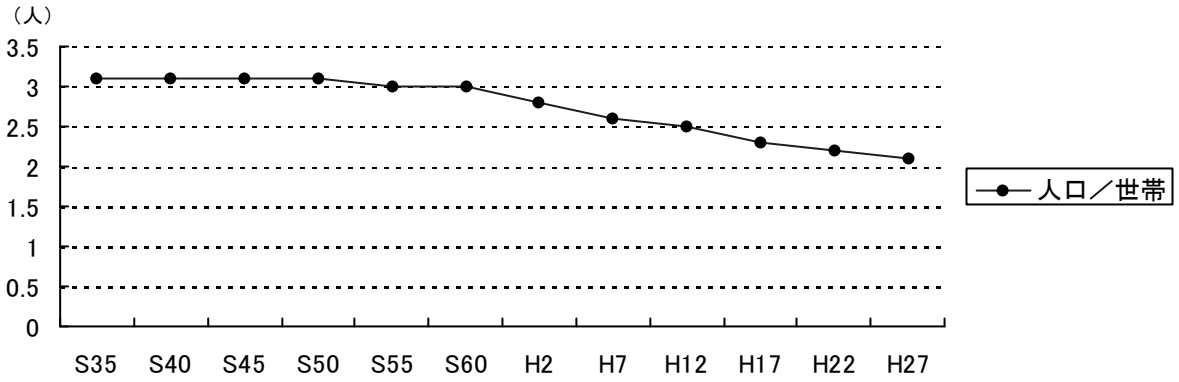

２．清瀬市農業の現状

（１）農家の現状

①農家戸数

清瀬市の農家数は、平成 27 年農林業センサスによれば 225 戸となっており、前回計画策定時の平成 17 年農業センサスの農家数から 10 年間で 26.9%減少しています。

専・兼業別に農家数の推移をみると、兼業農家は昭和 50 年から依然減少傾向にあり、平成 27 年においては 126 戸と、前回計画策定時の平成 17 年の 201 戸から 75 戸と大幅に減少しています。しかし一方で、専業農家については、昭和 60 年以降平成 7 年に大幅に減少しましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。

◇農家数の推移

上段：戸、下段：%

	総数	専業農家[2]	兼業農家[3]	兼業農家の内訳	
				第１種兼業農家[4]	第２種兼業農家[5]
昭和５０年	423	126	297	124	173
	100.0	29.8	70.2	41.8	58.2
昭和５５年	401	90	311	108	203
	100.0	22.4	77.6	34.7	65.3
昭和６０年	392	85	307	107	200
	100.0	21.7	78.3	34.9	65.1
平成２年	359	79	280	83	197
	100.0	22.0	78.0	29.6	70.4
平成７年	326	44	282	92	190
	100.0	13.5	86.5	32.6	67.4
平成１２年	327	88	239	61	178
	100.0	26.9	73.1	25.5	74.5
平成１７年	308	107	201	38	163
	100.0	34.7	65.3	18.9	81.1
平成２２年	290	84	206	67	139
	100.0	29.0	71.0	32.5	67.5
平成２７年	225	99	126	18	108
	100.0	44.0	56.0	14.3	85.7

資料：農林業センサス

[2] 世帯員のなかに兼業従事者が１人もいない農家
[3] 世帯員のなかに兼業従事者が１人以上いる農家
[4] 農業所得を主とする兼業農家
[5] 農業所得を従とする兼業農家

②農家人口

平成 27 年の農家人口は 443 人となっています。農家人口は平成 12 年の調査を除いては減少傾向にあり、平成 27 年は平成 22 年に比べ 51.5%減少しています。

◇農業人口の推移

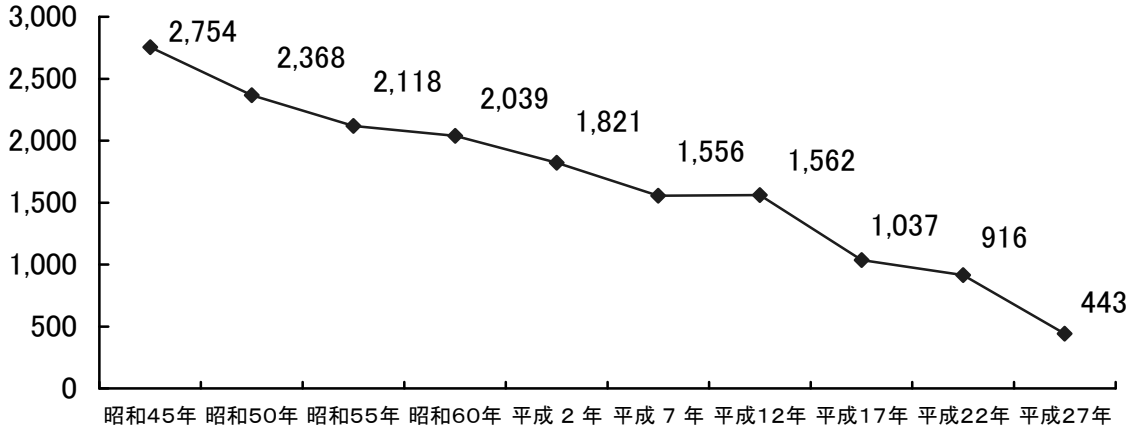

資料：農林業センサス

③　販売農家[6]と自給的農家[7]

平成 27 年の農家戸数のうち、販売農家数は 174 戸（77.3%）で、自給的農家は、51 戸（22.6%）となっています。北多摩地区（販売農家が 65.6%）や東京都全体（販売農家数が 52.0%）と比較しても販売農家比率が高くなっています。調査毎に販売農家数は減少しているものの、農業経営を確立している農家が多いことが特徴となっています。

◇販売農家と自給的農家の比率　　上段：戸、下段：%

市・地区	年	総数	販売農家	自給的農家
清瀬市	平成　２　年	359	285	74
		100.0	79.4	20.6
	平成　７　年	326	246	80
		100.0	75.5	24.5
	平成１２年	327	243	84
		100.0	74.3	25.7
	平成１７年	308	230	78
		100.0	74.7	25.3
	平成２２年	290	208	82
		100.0	71.7	28.3
	平成２７年	225	174	51
		100.0	77.3	22.6
北多摩	平成２７年	4,350	2,831	1,520
		—	65.0	35.0
東京都	平成２７年	13,099	6,812	6,287
		—	52.0	47.9

資料：農林業センサス

[6] 経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家

[7] 経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家

（２）農業の担い手

①農業就業人口

平成 27 年の販売農家の農業就業人口は 443 人で、男性が 226 人（51.0%）、女性 217 人（49.0%）となっており、６０歳以上の人口が全体の 48.3%と高齢化が進行しています。

しかしながら、年齢構成を東京都と比較すると、49 歳以下の占める割合は東京都が 18.4%であるのに対し、清瀬市は 27.3%となっており、他市と比較しても若い世代が中心となって農業を営んでいることがわかります。

◇年齢別農業就業人口（販売農家）の状況

単位：人、%

年齢区分	清瀬市		東京都	
１５～２９歳	25	5.6%	309	2.8%
３０～３９歳	43	9.7%	583	5.3%
４０～４９歳	53	12.0%	1,132	10.3%
５０～５９歳	108	24.4%	1,920	17.5%
６０歳以上	214	48.3%	7,039	64.1%
総　数	443	100.0%	10,983	100.0%

資料：農林業センサス

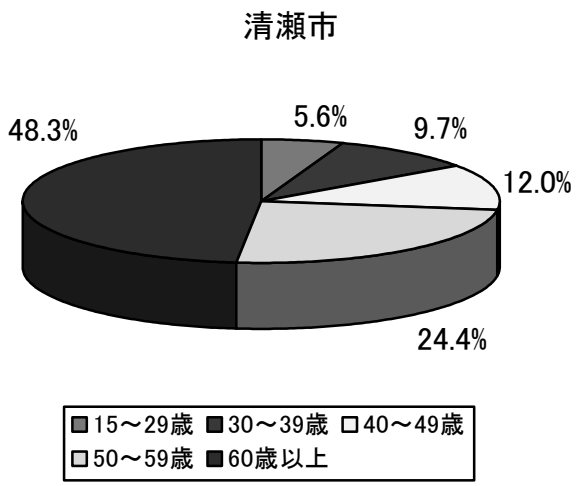

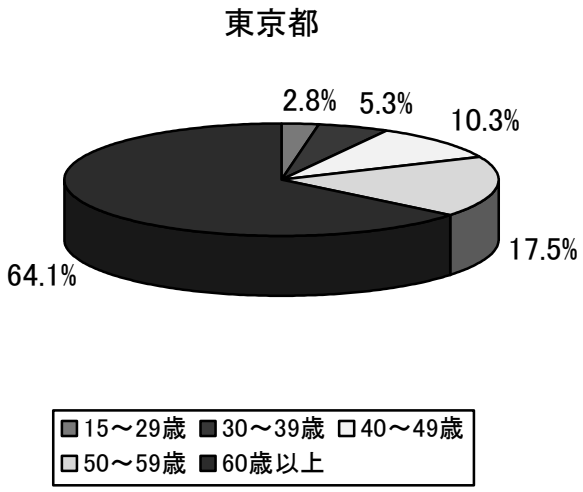

②認定農業者[8]

市の認定を受けて経営改善を図る認定農業者は、平成 28 年 3 月末時点で 88 経営体となっています。従事者の高齢化等による労働力の減少や、相続等による農地の減少を契機にここ 5 年間ではやや減少傾向にあるものの、施設化の推進や新技術の導入、販路の拡大等経営意欲の高い農業者が多く、日々農業経営の近代化・合理化が図られています。

◇認定農業者数の推移

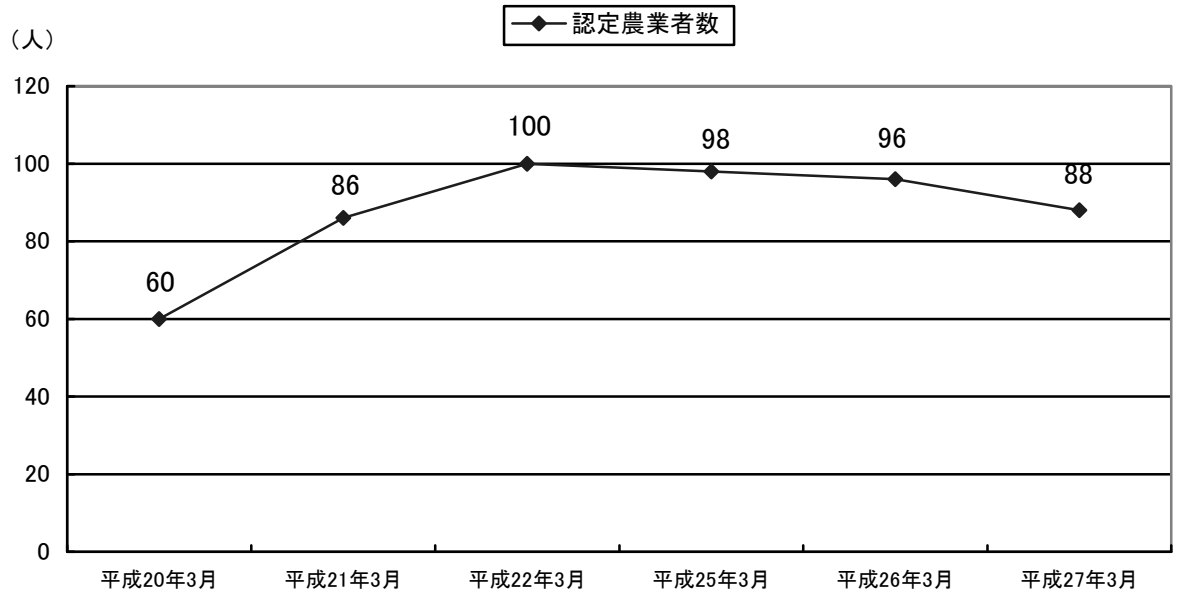

認定農業者「いきいきファーマー」ロゴマーク

認定農業者がホームページやシール・ラベル、包装容器・包装箱、名刺、ホスター・チラシ等に利用出来るロゴマークです。

[8] 農業経営の効率化・安定化のため、農業者が自身で 5 年間の農業経営改善計画を立て、市の認定を受けた農業者

（３）農地の現状

①　農地面積

清瀬市の農地面積は、平成 17 年では、227.74ha で市の総面積の約 22.3%を占め、このうち 198.45ha の農地が生産緑地地区に指定され、指定率は 87.1%と高い指定率を誇っていましたが、平成 27 年の清瀬市の農地面積は 199.3ha となり市の総面積に占める割合も約 19.4%と 2.9%減少しています。しかし生産緑地地区の指定率は 89.0%と依然として非常に高く、営農意欲が高く、今後も長く農地が残されていくものと考えられます。

農地面積の内訳　　単位：ha（%）

		平成 17 年	平成 27 年
市街化区域[9] 面積		1,019	1,023 [10]
農地面積		227.74	199.3
	生産緑地	198.45 (87.1%)	177.31 (89.0%)
	宅地化農地面積	29.29 (12.9%)	21.99 (11.0%)

資料：東京都都市整備局

◇生産緑地の指定状況

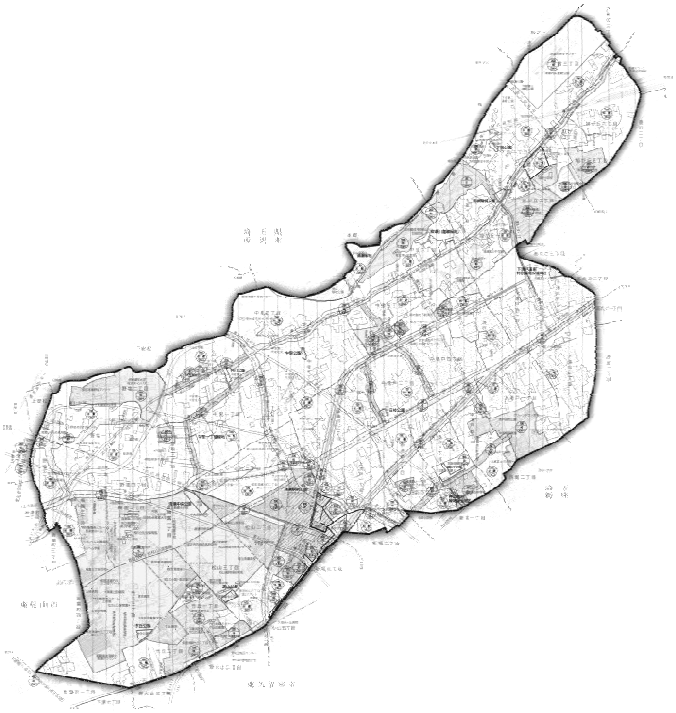

資料：清瀬市都市計画図

---

[9] 都市計画法において、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（第７条第２項）」と定義されている。
　なお、平成 17 年と平成 27 年の面積が異なるのは国土地理院の計測方法の変更によるものであり、実質的な区域変更は生じていない。
[10]面積については、国土地理院発行「平成 26 年全国都道府県地区町村別面積調」に基づき 10.19km^2 より変更

② 経営耕作地[11]形態別面積

平成 27 年の経営耕作地面積は畑が 157ha、樹園地が 11ha であり、93.4%を畑が占めています。昭和 60 年頃までは市内でも水田が残されていたものの、集合住宅等の建設により姿を消し、畑、樹園地ともに減少傾向にあります。

◇経営耕地形態別面積の推移

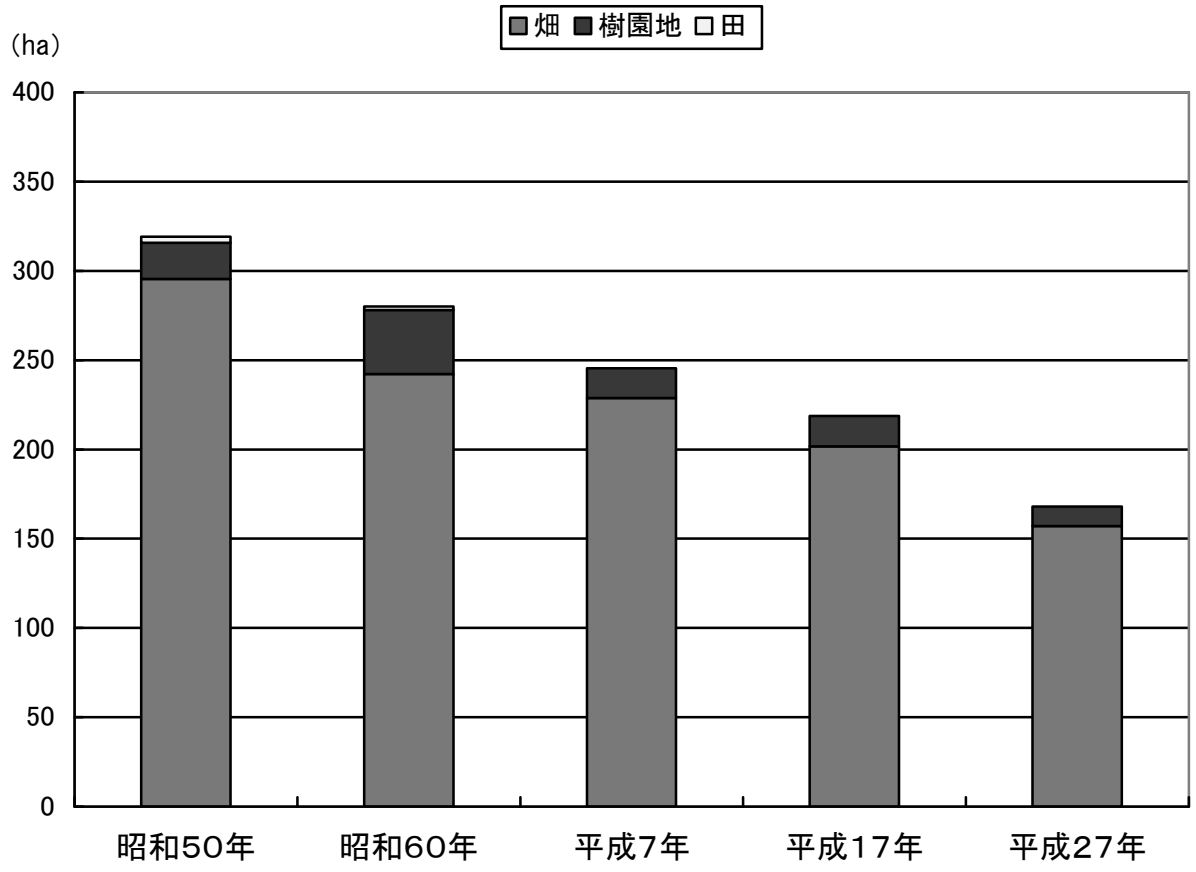

資料：農業センサス

[11] 調査日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有して耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。

③　農地転用

平成18年以降10年間の農地転用動向は、所有権の移転が伴う5条申請の件数が253件(13.5ha)、自己転用である4条申請の件数が375件（25.2ha）となっており、合わせると628件で38.7ha、年間平均3.8haが転用されています。

◇農地転用の状況

法関係 / 年度	農地法第4条		農地法第5条		合計	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
平成７年度	23	10,498.00	27	9,832.92	50	20,330.92
平成８年度	25	14,071.00	35	10,460.34	60	24,531.34
平成９年度	23	12,426.33	18	8,219.00	41	20,645.33
平成10年度	18	11,292.86	27	9,051.74	45	20,344.60
平成11年度	19	7,783.68	27	14,150.23	46	21,933.91
平成12年度	26	11,968.82	30	21,933.95	56	33,902.77
平成13年度	23	18,811.80	21	8,216.67	44	27,028.47
平成14年度	16	17,966.92	34	18,786.51	50	36,753.43
平成15年度	18	14,837.69	37	28,354.98	55	43,192.67
平成16年度	23	20,599.00	42	18,756.35	65	39,355.35
平成17年度	14	14,476.15	31	31,579.95	45	46,056.10
平成18年度	15	8,656.00	27	37,606.00	42	46,262.00
平成19年度	27	12,625.28	41	18,609.08	68	31,234.36
平成20年度	22	15,107.26	38	18,868.02	60	33,975.28
平成21年度	24	13,917.18	25	15,403.87	49	29,321.05
平成22年度	37	17,453.08	40	18,276.86	77	35,729.94
平成23年度	17	11,504.99	39	19,809.35	56	31,314.34
平成24年度	37	19,630.97	42	25,065.73	79	44,696.70
平成25年度	29	11,955.40	57	48,159.22	86	60,114.62
平成26年度	25	16,069.77	29	20,485.81	54	36,555.58
平成27年度	20	8,674.39	37	29,958.23	57	38,632.62

資料：清瀬市農業委員会

農地と宅地化の進展

相続等を契機に農地が転用され、清瀬市内においても宅地化が進展しています。農地と共同住宅、戸建住宅等が隣接している地域も珍しくありません。

（４）農業生産

①作物別作付面積

平成 25 年の作物別作付面積は野菜類が圧倒的に大きく、全体の 90.3%を占めています。

◇作物別作付面積　（平成 25 年）

単位:ha

年	野菜	果樹	稲・麦類	豆類	そば・雑穀類	工芸農作物	飼料作物	花き	植木	グランドカバー類	芝	緑肥作物
平成23年	185.0	14.0	4.0	0.0	0.0	0.0	3.0	5.0	6.0	0.0	0.0	13.0
平成24年	184.0	14.0	4.0	0.0	0.0	0.0	8.0	5.0	5.0	0.0	0.0	13.0
平成25年	182.8	13.6	5.2	0.1	0.0	0.3	7.8	4.7	5.3	0.1	0.1	12.5

資料：東京都農作物生産状況調査

②作付面積上位品目

平成 25 年の野菜の作付面積は、ほうれん草、にんじん、とうもろこし、さといも、だいこんの順に大きくなっています。果樹の作付面積では、くりが最も高く、次いで、ブルーベリー、ぶどう、かき、うめの順となっています。

◇野菜作付面積上位品目

順位	品目	作付面積（ha）	収穫量（t）
1	ほうれん草	46.2	506
2	にんじん	32.8	1,144
3	とうもろこし	12.0	105
4	さといも	11.5	114
5	だいこん	9.4	384

◇果樹収穫量上位品目

順位	品目	作付面積（ha）	収穫量（t）
1	くり	5.8	5
2	ブルーベリー	1.9	5
3	ぶどう	1.9	15
4	かき	1.2	8
5	うめ	1.1	1

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書（平成２５年産）

③　東京都における主な農産物の推移と位置づけ

農地の減少にともない、ほうれん草、にんじん等に関しても作付面積・収量ともに減少傾向にあります。しかしながら、ほうれん草、にんじんの作付面積は都内第１位、かぶは第３位に位置しており、特ににんじんは都内面積の 28.1%を占めています。

◇主要農産物の作付面積並びに収穫量の推移

（面積:ha／収穫量:t）

	ほうれん草		にんじん		さといも		だいこん		とうもろこし		こまつな		ばれいしょ		かぶ		えだまめ		ブロッコリー	
	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量
平成21年度	51	601	35	1,316	13	134	11	475	10	97	10	201	7	139	7	172	5	53	5	48
平成22年度	58	677	32	1,181	11	120	10	441	11	103	8	147	8	158	7	187	5	50	5	50
平成23年度	57	670	31	1,169	11	119	10	437	11	102	7	147	8	157	7	182	5	46	5	50
平成24年度	47	552	33	1,239	11	120	11	459	12	110	8	164	8	162	8	194	5	52	6	60
平成25年度	46	506	33	1,144	12	114	9	984	12	105	8	148	8	146	5	131	6	51	7	66

④　部門別販売金額１位の農家数

部門別販売金額１位の農家数は、平成 17 年度の調査時と同様露地野菜が最も多く 96 戸で全体の 53.9%を占めており、次いで花卉・花木の 10 戸、5.6%となっています。

また近年では、農業経営拡大の露地野菜と施設栽培、露地野菜と果樹類などの複合経営に取り組む農業者が増えてきています。

◇部門別販売金額１位の農家数

単位：戸

年	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	雑穀・いも豆類等	花卉花木	その他	複合	合計
平成27年	96	4	6	6	2	10	2	52	178

資料：農林業センサス

⑤　農業産出額

清瀬市の平成 25 年の農業産出額は約 9 億 6 千万円となっておりその内 79.1%にあたる 7 億 6 千万円を野菜が占めています。

◇清瀬市の農業産出額

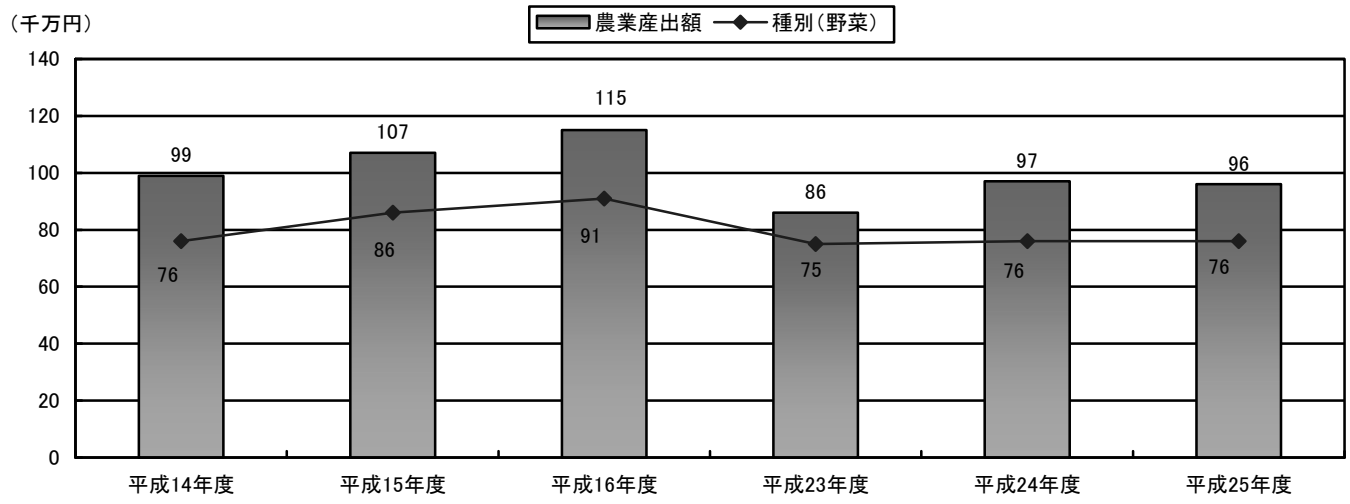

資料：東京都農作物生産状況調査（平成２３～２５年）

「2 月には都内 1 位の生産量を誇るにんじんが出荷の最盛期を迎える」

（５）畜産

清瀬市の畜産は、都市化の進行に伴い生産環境は厳しくなり、減少を余儀なくされています。

◇畜産の状況

単位：戸、頭、羽

	乳牛		鶏	
	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養羽数
平成　２　年	10	243	2	500
平成　７　年	7	210	1	400
平成１２年	6	172	3	200
平成１７年	6	184	－	20
平成２２年	6	188	-	-
平成２７年	6	185	-	-

資料：農林業センサス

（６）流通

清瀬市における農業生産物の出荷形態は、前回の計画策定時と同様都内の市場流通が中心となっています。しかしながら、個々の農家において経営的な戦略上、販売先も多様化しており、庭先直売やＪＡの共同直売所への出荷の他、地元スーパーや学校給食、都内への仲卸など細分化されてきています。

「市内の庭先直売所」

「ＪＡ東京みらい清瀬新鮮館」

（7）ふれあい農業

①　市民農園

平成17年には6箇所あった市民農園も、相続等の発生により土地所有者の都合から閉園となり、現在は3箇所となっています。1区画20㎡、169区画が整備されており、市民を対象に約3年契約（月額1,300円）で公募し、平均1.5倍の応募があります。

農園名	区画数
上清戸二丁目市民農園	66区画
中清戸五丁目市民農園	26区画
竹丘二丁目市民農園	77区画

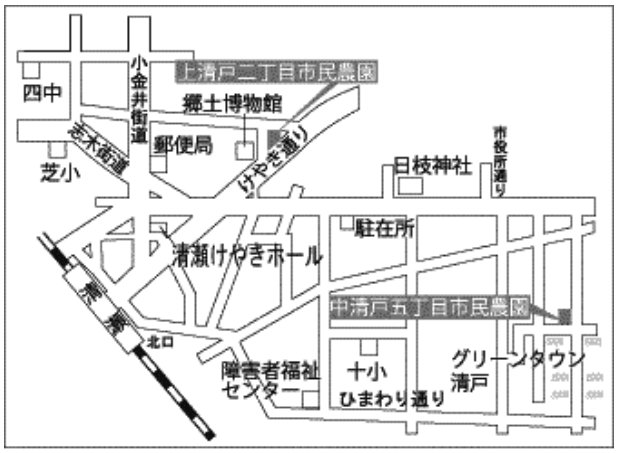

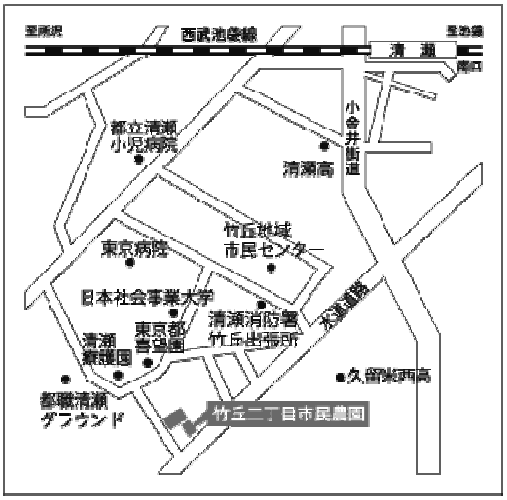

②体験型農園[12]

農業体験農園は、市が開設する市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園です。利用者は入園料を支払うことで、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験することができます。市内では2園の農業体験農園が整備されており、市民が土とふれあうなどレクリエーションの場として活用され、都市農業の理解促進の役割を担っています。

[12] 農園主が農地の適切な管理、農機具の用意、農園利用者への農作業の指導等を行う農園。

③　農業関連イベント

８月中旬～下旬

・清瀬ひまわりフェスティバル

毎年８月下旬に 24,000 ㎡の農地にひまわりが咲き誇り多くの観光客が訪れます。フェスティバル終了後、ひまわりは緑肥として畑にすき込まれます。

８月　　９月　　１０月　　１１月　　１２月

11 月中旬

・清瀬市農業まつり

毎年、秋の収穫時期にあたる 11 月第３週土日の２日間に農業まつりを開催し、農畜産物品評会を実施する他、地元産農産物や花卉・植木類の販売、市内緑化のための植木・花などの無料配布等を通じ、清瀬市農業の PR と、地域住民との交流を図っています。

その他

・農商工連携事業

平成 25 年度より、農商工連携事業として清瀬ひまわり市を実施いたしました。

また、毎年 10 月に実施されております清瀬市市民まつりでは、市内農業団体も参加し、市内産農産物のＰＲにも取り組んでいます。

（清瀬市市民まつりでの販売の様子）

３．農業に対する農業者・市民の考え方

農業振興計画策定に係る農家・市民アンケートの結果について

項　目	清瀬市農業に関する市民アンケート	清瀬市農業に関する農家アンケート
対象者	無作為抽出　600 人（二十歳以上）	市内農家 277 戸
調査期間	平成 28 年 9 月 12 日～23 日	平成 28 年 9 月 12 日～23 日
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
配布枚数	600 票	277 票
有効票数	253 票	150 票
回収率	42%	54%
主な調査内容	● 回答者の属性 ● 農業への関心 ● 農産物への関心 ● 地元農産物への関心 ● 清瀬市農業に期待する事 ● ふれあい農業について ● 自由回答	● 回答者の属性 ● 農地に対する考え方 ● 経営状況 ● 相続に関する意向 ● 販売等について ● 後継者について ● 減農薬・低農薬栽培について ● 雇用等について ● 農業振興施策について ● ふれあい農業への意向 ● 自由回答

農地の保全について

■農地に対する考え方（市民アンケート）

市民の農地保全に対する考え方について、市民アンケートにおいては「今ある農地はできるだけ多く残して欲しい」が 69.0%となっており、市民の農地保全に関する意識も依然高くなっています。

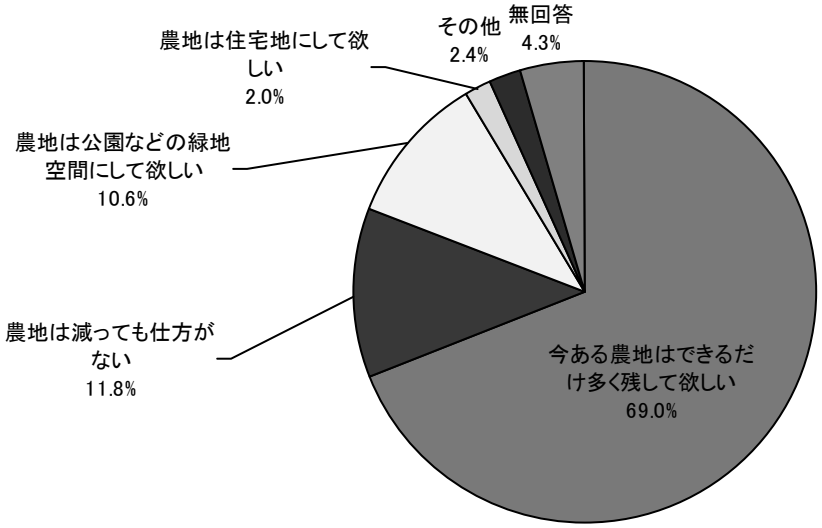

■農地に対する考え方（農家アンケート）

市内農業者の農業経営への意向については、「将来とも農業を継続したい」と「自分の代は現状のまま維持したい」を合わせると 71.3%であり、依然として今後も農業経営を継続していく意向が強くなっています。

宅地化農地についても、「農業を維持できる自分の代までは農地として維持したい」が 57.1%、「将来とも農地として維持したい」が 7.7%と、農地を残していきたいという意向が強くなっています。一方で、市内の農地については、現状 89%が生産緑地に指定されており、追加指定への意向は低くなっています。

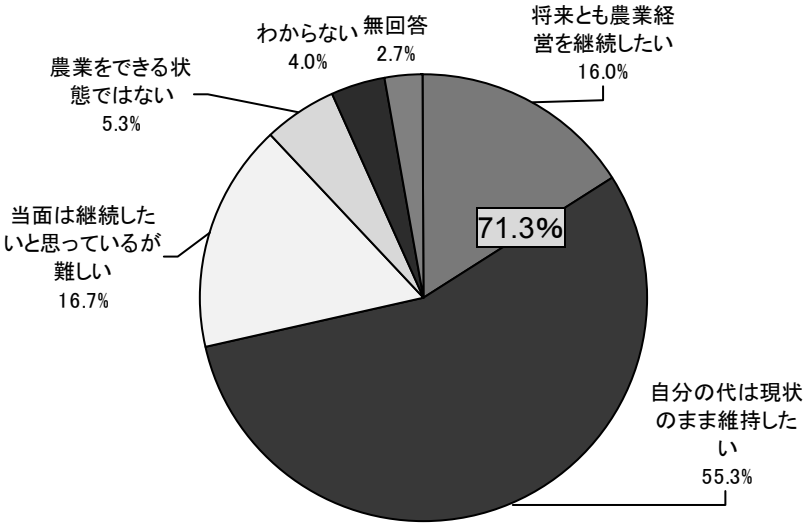

農家アンケートにおいても農業経営の継続への意向が高く、市民に関しても農地を保全してほしいという意向が強くなっています。

農業の担い手の確保・育成に関する事項

■農家後継者について（農家アンケート）

「農業を継ぐかどうかまだわからない」が 45.3%を占めているものの、近年では若手の農業者も増えてきています。今回の農家アンケートでは、「すでに農業に従事している」「まだ農業に従事していないが、いずれ農業を継ぐことになっている」が 36%を占めており、前回の計画策定時の調査より高い割合となっています。

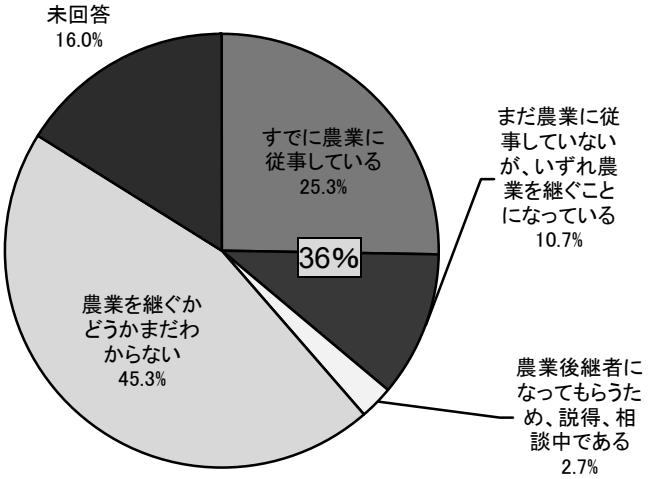

■農業の継続を困難にしている事由（農家アンケート）

農業経営の継続が難しいと考えている農家のうち「後継者や担い手がいない」が 31.3%、「農業の収益性の低下」が 25.3%となっており、担い手の確保・育成や収益向上への支援が求められています。

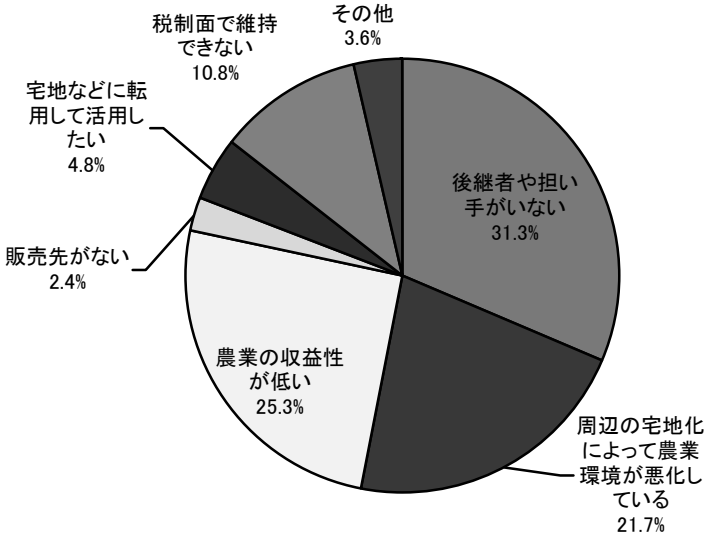

農業を継続する上で、後継者の確保・育成が最も大きな課題となっています。しかしながら、市民における援農支援への理解の深まりや、農業機械や雇用を活用した省力化への取組みも増えてきています。

農業の継続や後継者を確保するうえで、農業の収益性の低さも課題となっていることから、付加価値の高い農業経営への転換や、有利な販売先の確保等の経営支援が求められています。

清瀬市農業の維持・発展に伴う事項

■今後の農業経営の方針について（農家アンケート）

「土作りに力を入れたい」が 15.9%「ハウス等の集約型農業を拡大したい」が 14.8%となっており、環境保全型農業の推進や、農業経営の効率化、農産物の高付加価値化への意向が強く、都市農業の特性を活かした農業経営を目指す農家が多くなっています。

■販売先等について（農家アンケート）

現在も市場出荷が中心となっていますが、「直売に力を入れたい」が 28.7%と 10 年前の調査時よりも増加しており、直売に取組む農業者が増えてきたことがうかがえます。

近年では、地元スーパーや宅配サービスへの出荷、契約出荷や学校給食への納入等販売先が多様化しています。

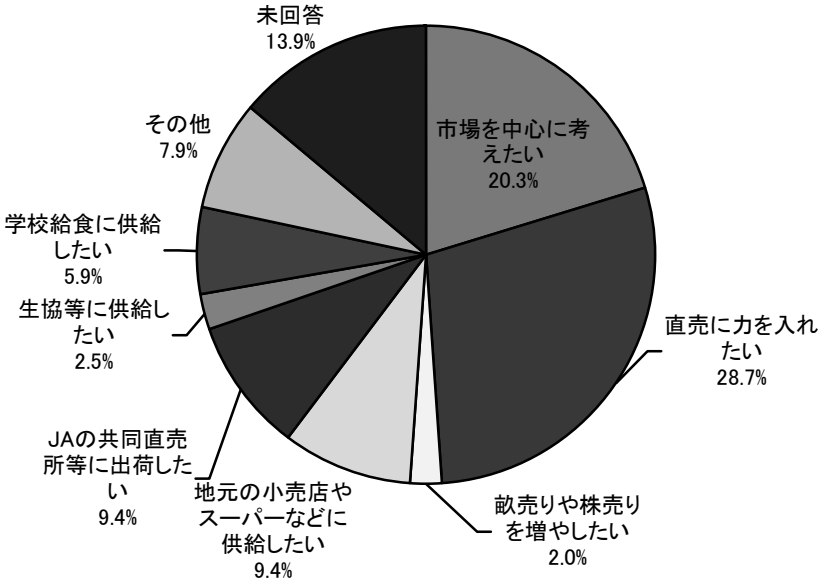

■環境保全型農業について（農家アンケート）

環境保全型農業については、市内においても東京エコ２５を 11 名、東京エコ１００を 2 名が取得しており、取得している農業者は自身の農産物の安全性のＰＲの一環と考える意向が強くなっています。しかしながら、市民アンケートでは 89.7%が東京エコ農産物認証制度[13]を知らないと回答しており、ＰＲ不足が課題となっています。農産物の安全性について付加価値を見出し、消費者への啓発活動が求められます。

依然として農業経営を継続したいという意向が高い。ハウス等の集約型農業への転換や、従来の市場出荷から、直売事業や契約出荷など、農業経営の展開についても多様化が見られる。

[13] 化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。

地産地消に係る事項

■市内産農産物への意向（市民アンケート）

「ぜひ食べてみたい」が 45.8%、「できれば食べてみたい」の 44.7%を含めると市内産農産物への関心のある消費者が 9 割を占めています。

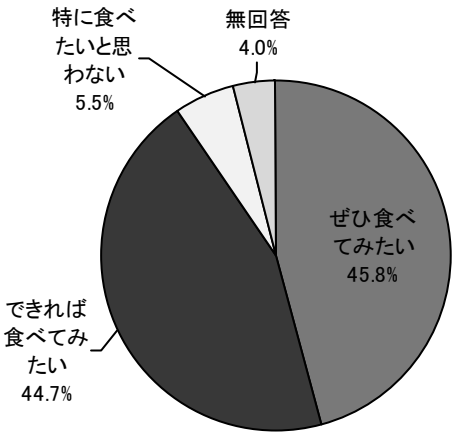

■農産物を購入する基準（市民アンケート）

「新鮮さ」への関心が全体の 90.5%と最も高く、次いで「農薬などの安全性」 「価格」となっています。

また、「市内産かどうか」についても前回調査時よりも関心が高まっており、直売に取組む農家が増えたことにより、市内産農産物の認知度も高まってきています。

■野菜の購入場所（市民アンケート）

日常的に農産物を購入する場所としては、「市内スーパー」が 63.9%と最も高く、購入順としては次いで「市外のスーパー」となっています。

しかし、近年は JA 東京みらい新鮮館の開店や、農家の個人直売所等の増加により、直売所のニーズも根強くなっています。特に、トウモロコシや枝豆、トマト等の夏野菜の人気野菜は直売所を利用するケースが増えています。

■流通について（市民アンケート）

地元産農産物の流通については、消費者の手に届きやすくするためには「市内のスーパーなど量販店に清瀬産のコーナーを設置する」が最も高くなっているほか、「農協等の協力を得て、駅前などに共同直売所を設置する」「直売所の数を増やす」の順で高くなっています。

松山・竹丘・梅園地域では「直売所を利用したことがない」「直売所があることを知らなかった」という割合が多く、農地の少ない地域では直売所の認知度も低くなっており、農業情報の発信が課題となっています。

■直売所の利用状況について（市民アンケート）

「毎日利用している」「たまに利用している」で約 60%となっています。アンケートの集計結果から回答者の属性を抽出すると、直売所の利用に関しては農地の多い清瀬駅北側と農地の少ない駅南側では大きく差があることがわかります。

■直売所での農産物の購入状況（市民アンケート）

直売所での農産物の購入状況については、トマトが1番多く14.9%となっており、次いでほうれん草、トウモロコシ、となっています。上位品目を見ると、トマト、トウモロコシ、ナス、キュウリ、枝豆等の果菜類や夏野菜が多くなっています。ほうれん草は市内での生産量も多く、年間を通じて購入できる時期が長い為、2番目に多くなっています。

それ以外については定番野菜が並ぶほか、ブドウやナシ、ブルーベリー等の果実類等80種類以上の野菜が購入されています。

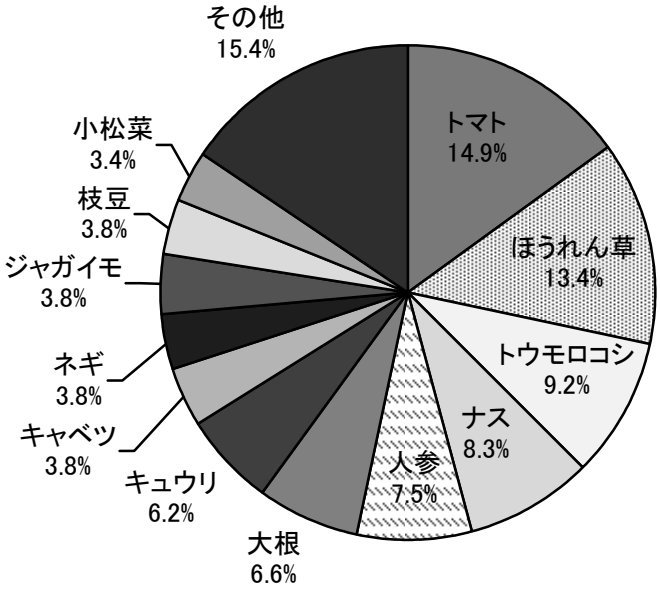

消費者、生産者共に、地元消費への意向は強いものの、農地が多い清瀬駅北側と農地の少ない駅南側では直売所の利用率にも差がある状況となっています。

清瀬市農業・市内産農産物の情報提供や、多様な販売方法の検討が求められています。

ふれあい農業に関する事項

■市民農園・農業体験農園について

市民農園の現在の倍率は概ね 1.5 倍となっており、市内の整備状況と市民のニーズを把握し計画的な整備を進めます。

■援農ボランティア[14]への意向（市民アンケート）

援農ボランティアについては、日常の仕事や高齢等により参加する事が難しく、依然「参加したくない（できない）」という割合は高い一方で、「参加したい」という意向が 22.1%となっており、前回調査時よりも高くなっています。

■地域住民との触れ合いについて（農家・市民アンケート）

農家アンケートでは、「農産物の販売を通じてふれあいを持ちたい」が 31.7%を占め、次いで「農作業への協力、農業体験を通じてふれあいを持ちたい」「子供たちの農作業体験及び学校等を通じてふれあいを持ちたい」が 8.9%と多くなっています。

また、市民アンケートにおける都市農地に期待することとして、「年間を通じて安定した生産をしてほしい」が 15.2%「直売所などで新鮮な野菜が手に入る」が 20%となっており、消費者・生産者共に農産物を通じたふれあいを重視している事が分かります。

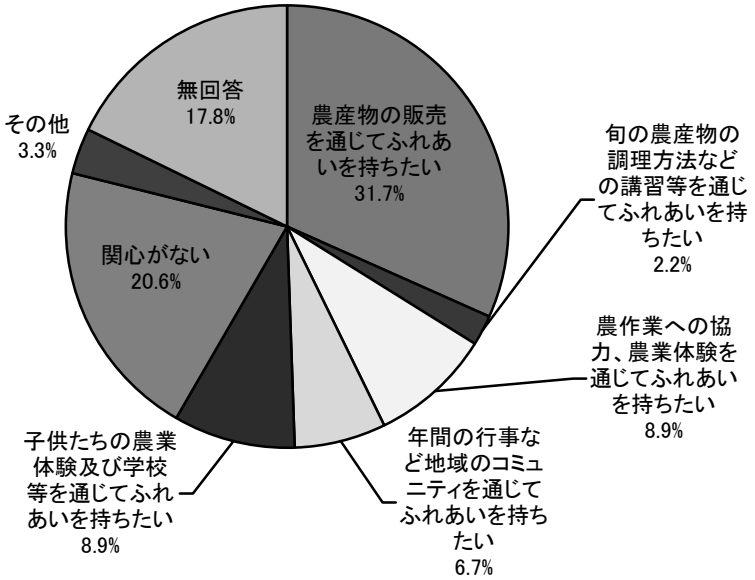

市民農園・体験農園については一定の市民ニーズがあることから、計画的な整備が必要となります。

また、市民アンケートでは都市農地に望む役割として「年間を通じて安定した生産をして欲しい」「直売所などで新鮮な野菜が手に入る」という意見が多く、農家アンケートにおいても農産物の販売を通じたふれあいを望む意見が最も多くなっている事から、市内産の農産物に気軽にふれあえる環境づくりが求められます。

---

[14] 労働力が不足している農家のお手伝いや、農業者と消費者との交流など、農業への理解を深めてもらうため、各地域で養成されるボランティアの取組み。

４．清瀬市農業の課題

（１）農地の維持・保全

本市は、全域が都市計画法における市街化区域に指定されているものの、市域の約 19.4%が農地であり、都内でも数少ないまとまった農地が残る地域となっています。また農地のうち、89.0%が生産緑地への指定を受けており、農業者の営農意欲が非常に高いことが特徴です。

しかしながら、地価の高騰による土地所有コストの増大や、相続等を契機とした農地の処分、農業者の高齢化等による労働力不足等により、農地の維持保全に大変苦慮している状況が続いています。

都市の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしています。都市農地の持つ多面的機能の啓発活動に努めるとともに、市民農園や農業体験農園等への活用を検討し、今後も長く農地を残していける様努めます。

農地の持つ防災機能

清瀬市では、東京都の「都市農地保全支援プロジェクト」を活用し、防災兼用農業用井戸を設置致しました。井戸水は日常的には農業用水として使用され、大規模災害等により水道水が使用できないような場合には、井戸水を生活雑排水として利用する事が出来ます。

（２）多様な担い手に適した支援

清瀬市の農業は、従来露地栽培を中心とした市場出荷型の農業経営が中心となってきましたが、近年では経営の合理化、リスク分散のため直売に取組む農家が多くなってきている事が一つの特徴となっています。従来のにんじんやほうれん草の他、とうもろこしやトマト、いちご、セロリなど栽培品目も多様化してきています。また、直売に取り組む農家が増える一方で、生協や地元スーパー、契約販売など販売方法も多様化してきています。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等の労働力の不足や、相続等を契機とした農地の減少、宅地化の進展による作業環境の悪化等、都市農業特有の問題も発生しています。

農家アンケートの結果によれば、経営意欲の高い認定農業者と、それ以外の農業者とでは農業収入にも大きな差がみられることから、各経営体の営農状況や消費者の志向の変化等を踏まえながら、生産・加工・流通等様々な側面から効果的な施策を展開できるよう努めます。

（３）地産地消とふれあい農業の推進

食の安心・安全への関心の高まりや、二酸化炭素の排出削減の観点からも地元産農産物を購入したいと言う消費者も増えてきています。また、市民アンケート、農家アンケートでは消費者、生産者共に農産物の販売を通じたふれあいを望む意見が多いことが分かりました。

しかしながら、病院街として発展した清瀬駅南側（松山・梅園・竹丘）は畑も少なく、農家の庭先直売所なども少ないことから、畑の多く残された駅北側とは市民の地域農業への関心に大きな隔たりがあります。

今後は、農業まつりや、農家・消費者・商工業者と連携イベント等を通じ、農業情報を積極的に提供していくと共に、農業を通じた市民交流を推進するため市民農園や農業体験農園を計画的に整備し、農業に触れ合う機会を拡大し、地域への地元産の消費拡大や、地域農業への理解促進に努めます。

清瀬南口農産物直売所

清瀬南口農産物直売会は、松山公園内で定期的に直売事業に取り組んでいます。

清瀬駅の南口方面は、北口方面と比べると直売所も少ないことから、地元産農産物を気軽に手にすることが出来る貴重な場として地域住民に利用されています。

第２章　清瀬市農業の将来像と基本方向

１．清瀬市農業の将来像

守ろう！活かそう！育てよう！清瀬の農業

平成 18 年度に策定した農業振興計画において、「伝えよう作る喜び自然の恵み」を清瀬市農業の将来像と定め、各種農業振興施策に取り組んできました。

今後清瀬市農業を維持・発展させていくためには、多様な経営体に適した農業振興施策を展開していくほか、様々な媒体を通じ積極的に農業情報を発信し、市民の理解醸成を図ることが求められます。

市民が、最も近い消費者として積極的に地元産農産物を消費し、地元の生産者を応援していくことは、農家にとってメリットがあるだけではなく、農地が残されることにより、環境保全の効果や、防災機能、潤いのある景観形成等、市民にとっても様々なメリットがあることから、相互に理解を深めていくことが必要です。

そこで、本計画では前計画の取組み内容を踏まえ、清瀬市農業の将来像と施策の展開方向を次のように設定します。

１．農地保全と多面的機能の活用

２．担い手の確保と育成

３．食の安心・安全と地産地消の推進

４．ふれあい農業の推進

２．将来像を実現するための施策の展開方向

①　農地保全と多面的機能の活用

都市の農地は生産の場としてだけではなく、まちなみに潤いや安らぎをもたらす景観保全の役割や、農業体験や食育活動を通じた市民との交流の場としての役割、また近年では災害時の一時避難場所や延焼時の緩和空間としての役割等様々な機能が指摘されています。清瀬市の農地が持つ多面的機能の啓発に努め、市民の都市農業・清瀬市農業への理解を深め、農業が持続可能な環境づくりを推進します。

②　担い手の確保と育成

清瀬市農業を今後も長く継続・発展していくためには、新たな担い手を含む農業後継者の確保・育成と、農業経営の収益性向上への支援が求められます。多様な担い手の確保育成の為、各経営体の経営状況に合わせた営農への支援を展開し、農業所得の安定と向上を図ります。

③　食の安心・安全と地産地消の推進

地場産の農産物を地元で消費する事は、輸送の為の二酸化炭素の排出量やコストの軽減効果が期待できるだけでなく、市民にとっては新鮮で安心安全な農産物を身近に感じる事ができ、農業者にとっては市民のニーズに合った生産ができる等、双方にメリットがあります。そのため、多くの消費者に地場産農産物を知ってもらえるよう PR 活動に努めると共に、地場産農産物を気軽に手に取ってもらえるよう地産地消ネットワークを構築していきます。

④　ふれあい農業の推進

市民農園や農業体験農園、各世代に向けた農業体験の場の提供など、農業と触れ合う機会を創出し、清瀬市農業を支える市民の育成に努めます。

■　将来像と４つの施策の展開方向のイメージ

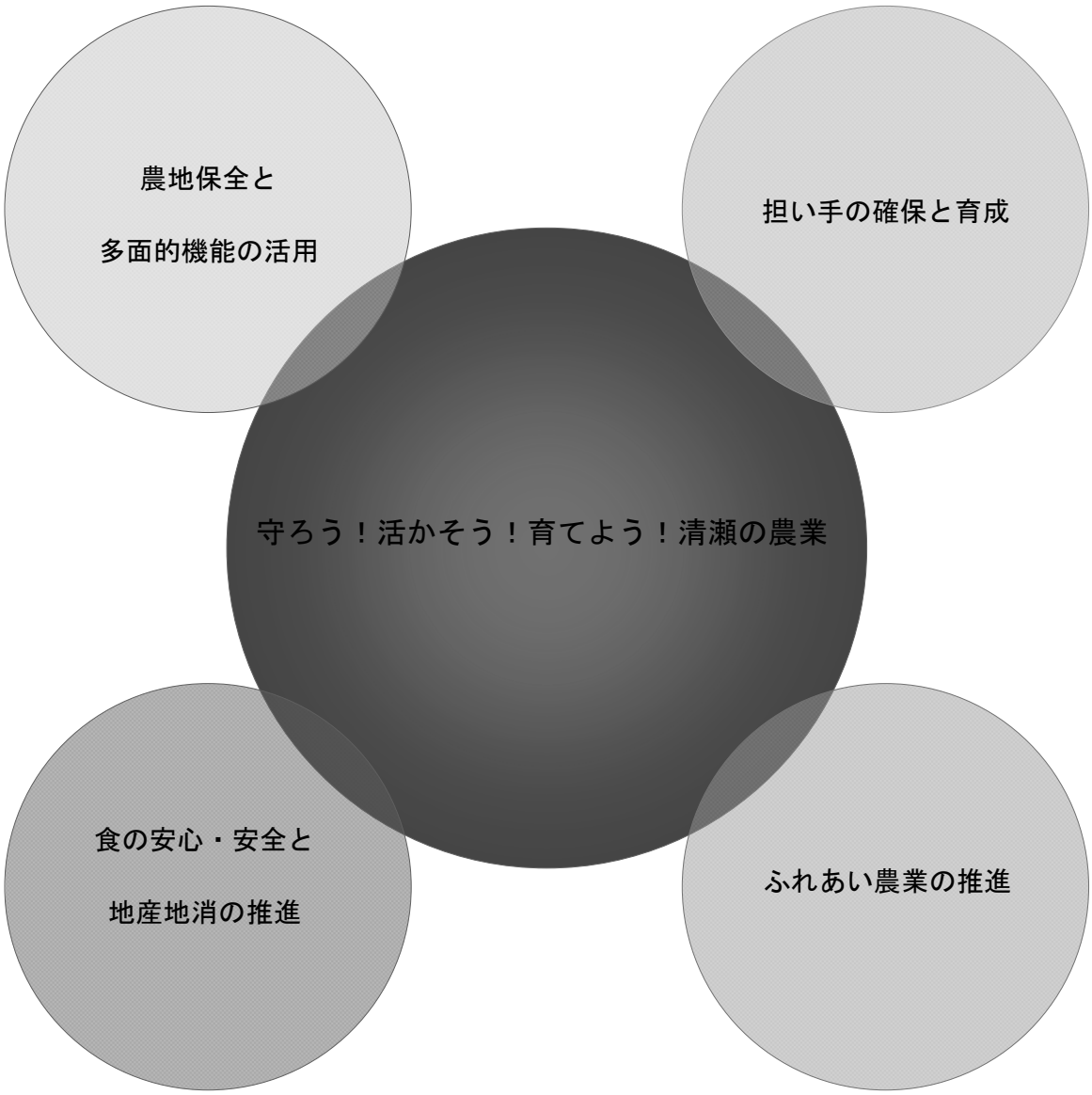

３．農業経営確立のための将来指標

【確保すべき農家数】

平成２７年の農業センサスの調査では、清瀬市の農家数は２２５戸で、平成２２年の２９０戸から約２２．４％の減少となっています。

今までの減少率で推移した場合、１０年後には２００戸を下回ることが予測されますが、今後、担い手の確保と育成を図り、平成３７年に２００戸を確保するところを目標とします。

【中核的農家数と農用地利用集積の目標】

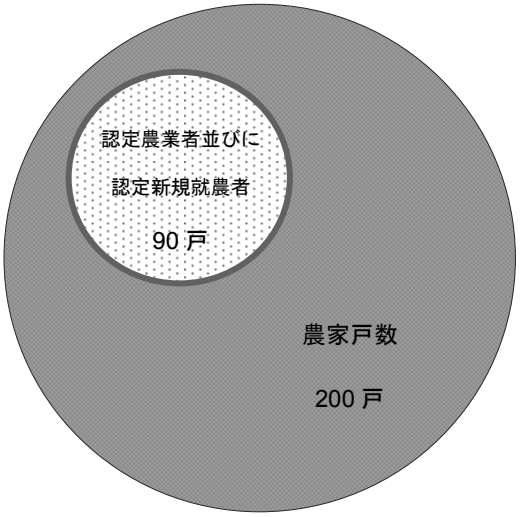

中核的農家は、効率的かつ安定的な経営を行う農家として、年額 300 万円以上の農業所得を目標とする農家とし、90 戸程度と設定します。

また、中核的農家の農用地に占める利用集積の目標は概ね 20～30％としますが、清瀬市では農地の面的集積は現在の制度では困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めます。

農用地の利用関係の改善については、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受託等の取組を促進します。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

【新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標】

清瀬市の平成 25～27 年の新規就農者は平均 3.4 人と、ほぼ横ばいの状況となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、清瀬市においては年間 8 人の当該青年等の確保を目標とします。

清瀬市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者１人あたり 1,800 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得 300 万円を目標とします。

【確保すべき農地面積】

平成 27 年度の概要調書によれば、経営耕作地面積は 199.3ha で、そのうち生産緑地として指定されている農地は 177.31ha となっています。

平成 22 年の 206.13ha から５年間で約 3.3%減少しており、今後も農業者の世代交代や農地転用などにより徐々に農地の減少が進むと思われます。

しかしながら、東京都産業労働局農林水産部の「都市農業者の相続に関する意向調査」によれば自分の親からまだ相続を受けていない農業者の回答について、相続後に残したい農地の割合について「すべての農地を残したい」（35.6%）「３／４程度残したい」（37.6%）となっており、相続等があっても農地を残したい意向が強くなっています。

今後、計画的な農地の維持を行うとともに、まちづくりからの視点で農地を積極的に保全し、平成 38 年度には 171.5ha を確保することを目標とします。

	農家数	認定農業者数	新規就農者	農地面積
平成 17 年度	３０８戸	―	７名	２２２．１９ha
平成 22 年度	２９０戸	１００戸	２名	２０６．１３ha
平成 27 年度	２２５戸	８８戸	２名	１９９．３０ha
目標年度 （平成 38 年度）	２００戸	９０戸	８名	１７１．５０ha

４．農業経営の展開

（１）経営改善に向けた取組み

清瀬市の農業は、生産緑地の指定率が 89.0%と高く、経営の将来を見越した、意欲ある農業経営が行われています。

経営類型を見ると、にんじん・ほうれん草・さといも・とうもろこし等の野菜を主体とした農業経営が全体の８割近くを占めていることが特徴であるが、その他にも植木、花卉（鉢花）、果樹（ぶどう等）、畜産（乳牛）の分野で特色のある農業経営が行われています。この区分ごとに、今後の都市型農業経営の改善について取組み方向を設定します。

【営農区分①野菜を主体とした経営】

- 清瀬市の農業生産の大部分を占める経営類型であり、にんじん・ほうれん草・さといも・とうもろこし等の露地野菜を中心とした農業経営が主体。
- 最近は農業後継者を中心に、生産性の向上と天候等の影響を極力抑えるためビニールハウスを導入する農家が増え、露地と施設を組み合わせた複合経営に移行が進んでいる。
- また、近年の消費動向から、「安心・安全」な農産物生産に向けた取り組みをする農家が増えてきており、エコ農産物認証制度、特別栽培農産物、栽培履歴の公開等への取り組みなど、野菜生産者の意識も年々高くなってきている。
- 流通形態では、都内への市場主体の農業経営から、ＪＡの共同直売所や、庭先直売など直売に取り組む農業者も増えてきている。
- にんじんやほうれん草などが市内産農産物の産出額では多くを占める一方で、各農家の工夫で特徴的な野菜を生産する農家も増えてきている。
- 安全志向に更に応えるため、東京エコ農産物認証制度の取得促進や、各種農産物等の認証などを通じて、環境保全型農業を推進する。
- 流通面では、こうした取り組みを通じ、市場競争力の強化を図るとともに、生協や量販店等との契約出荷などによる安定した流通体制の構築、共同直売所の充実やネットワーク化、野菜のブランド化などにより地元消費のネットワーク化を進め、安定的な経営を目指す。

【営農区分②花卉・植木を主体とした経営】

○　花卉生産については、花壇用苗物や鉢物の生産が主で、特に鉢物では洋ランのほかに、クリスマスローズやダイヤモンドリリーなど他市には見られない特色のある種類が生産されている。販売先は東京を中心とした花卉市場が主であるが、近年、庭先直売や共同直売所への出荷も増えている。

○　また、市の委託を受け花卉生産者グループ（清瀬市花卉クラブ）では花のあるまちづくりの一環として、けやき通りの花壇などの植栽に取り組んでいる。

○　花卉の経営改善方向としては、現在生産している特色ある種類を活かし、他産地との競合が少ない有利販売を目指し、安定した経営の実現を図っていく。

○　植木生産については、常緑高木のソヨゴ、オリーブ、常緑ヤマボウシの他、柑橘類の苗木等、市場ニーズに即した樹種の生産が増えている。

○　今後は、屋上緑化や壁面緑化等、多様化する緑化目的に対応するため、付加価値のある有望樹種の生産方法、育成技術を確立し、植木生産の活性化を図っていく。

【営農区分③果樹を主体とした経営】

○　市内では、ぶどうを経営の主体とした農家が３軒あり、季節にはその直売が風物詩として、市民の人気を得ている。

○　また、最近ではブルーベリーやイチゴ等の栽培にも取り組む農業者も増えており、摘み取り農園として市民の人気を得て定着してきている。

○　果樹の流通は、直売が中心であり、一部は贈答品として都内だけでなく、他県まで宅配されている。

○　今後の経営改善の方向としては、ぶどうについては、消費動向に合わせた品種の選定や雨よけ施設導入による高付加価値化などにより、安定した農業経営を行っていく。

○　また、年々増加するブルーベリーの販売については、消費者のニーズに合わせて安定して供給できるような出荷体制の確立を図っていく。

【営農区分④畜産を主体とした経営】

○　畜産は、都市化の進行、乳価の低迷などの下で経営環境も厳しく、減少傾向であるが、現在でも６戸の農家が酪農経営を行っている。

○　搾乳や飼料投与の効率化、作業環境の改善等を図るとともに、牛群検定の導入や優良系統牛の導入により、生乳の高品質化、乳量の増加、生産性の向上を図る。

○　家畜排せつ物ふん尿の優良堆肥化と園芸農家との連携による堆肥の流通促進を図る。

○　ヨーグルトやアイスクリームなど加工・販売部門も含めた酪農経営を検討する。

５．目標とする清瀬市農業の姿

清瀬市農業の将来像を実現していくためには、農業の基盤となる農地や農業を支える農家などを積極的に残していくことが必要です。

そのため、各種農業振興施策を実施し農業の継続と発展が可能となるように努める必要があります。以下に、１０年後の平成３８年度を目標年次とする清瀬市農業の姿を具体的目標として設定し、併せて育成すべき経営体モデルを示します。

（1）目標とする経営指標

清瀬市農業は露地野菜を中心に、施設野菜、植木、花卉、果樹、畜産など幅広い分野で行われています。

その中で、清瀬市の中核的な農家が具体的な目標を持ち、清瀬市農業をリードする経営体は８００万円、地域農業を担う経営体は５００万円を所得目標とし、さらに地域農業の広がりを支えるため３００万円の所得目標を設定します。

年間労働時間１，８００時間を目標とし、１０年後の経営指標を営農類型別に設定します。この指標の実現のために、新たな経営管理手法を取り入れ農業経営の合理化・近代化を図っていきます。

農業従事形態としては、作業の合理化、臨時雇用や市民の援農による労働時間の短縮を図り、家族内の役割等の明確化による労働環境の改善を進めます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、次に掲げる農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

（2）経営体モデルの設定

経営類型			経営モデル 所得目標（万円）
野菜	【清瀬の農業をリードする経営体モデル】	環境保全型技術を導入した野菜の市場出荷	８００
	【清瀬の農業をリードする経営体モデル】	野菜の市場出荷や契約販売を主とした経営	８００
	【地域の農業を担う経営体モデル】	環境保全型技術を導入した野菜の市場出荷中心の経営	５００
	【地域の農業を担う経営体モデル】	野菜の市場出荷と直売、体験農園を組み合わせた経営	５００
	【農業の広がりを支える経営体モデル】	野菜の直売や体験農園を主とした経営	３００
	【農業の広がりを支える経営体モデル】	軟弱野菜を主とした経営 庭先直売を主とした経営	３００
果樹	【地域の農業を担う経営体モデル】	環境保全型技術を導入した野菜の市場出荷	５００
	【農業の広がりを支える経営体モデル】	野菜の市場出荷と直売、体験農園を組み合わせた経営	３００
花卉	【清瀬の農業をリードする経営体モデル】	鉢花、花壇苗の市場出荷を中心とした経営	８００
	【地域の農業を担う経営体モデル】	野菜の市場出荷と直売、体験農園を組み合わせた経営	５００
植木	【清瀬の農業をリードする経営体モデル】	緑化木・苗木の生産・販売及び造園部門を含む経営	５００
畜産	【地域の農業を担う経営体モデル】	酪農を主とする経営	５００
	【地域の農業を担う経営体モデル】	肥育を主とする経営	５００

経営耕地面積 内施設面積（a）	労働力 （雇用）	主要作物	施設・機械
１５０ （４０）	３ （１）	ほうれん草 にんじん だいこん かぶ	園芸用ハウス、トラクター 管理機、予冷庫 洗浄機、動力噴霧器
１５０ （４０）	３ （１）	葉菜類 果菜類 根菜・いも類	園芸用ハウス、トラクター 管理機、予冷庫 洗浄機、 動力噴霧器
１２０ （４０）	２．５	葉菜類 ブロッコリー ニンジン、 だいこん ゴボウ	園芸用ハウス、トラクター 管理機、は種機、 予冷庫、洗浄機 動力噴霧器、トレンチャー
１００ （３０）	２．５	いちご スイートコーン エダマメ 根菜類 葉菜類	園芸用ハウス、トラクター 管理機、は種機、 予冷庫、洗浄機 動力噴霧器、トレンチャー
８０ （３０）	２	多品目	園芸用ハウス、トラクター は種機、動力噴霧器 体験農園１０a
３０ （２０）	１．５	ほうれん草 小松菜 多品目	管理機、は種機 動力噴霧器
６０	２	なし ぶどう	販売施設、防鳥ネット スピードスプレイヤー、動力噴霧器 果樹棚、防薬シャッター
５０	１．５	なし ぶどう ブルーベリー	販売施設、防鳥ネット スピードスプレイヤー、動力噴霧器 果樹棚、防薬シャッター
１００ （３０）	３ （１）	花壇苗 クリスマスローズ シクラメン 洋らん	軽量鉄骨ハウス、暖房機 土壌消毒器、用土配合機 は種機、灌水施設
８０ （２０）	２	シクラメン パンジー ビオラ 葉ボタン等の花壇苗	軽量鉄骨ハウス、暖房機 土壌消毒器、用土配合機 は種機、
１００ （１０）	２	中高木 ポット苗木	パワーショベル、養生施設 クレーン付きトラック
経産牛　２０頭	２	生乳 乳製品 堆肥	畜舎、トラクター 搾乳機器、糞尿処理施設 サイレージ、ハーベスタ
肉用牛　５０頭	２	肉牛 堆肥	畜舎、トラクター 糞尿処理施設

第３章　農業振興施策の体系と内容

１．計画の体系

将来像　**守ろう！活かそう！育てよう！　清瀬の農業**

清瀬市長期総合計画	展開方向	主要施策
多面的機能を持つ農地の維持・保全に努めます	１．農地保全と多面的機能の活用	①生産緑地の維持・保全 ②農地の有効利用の研究 ③農地の多面的機能の啓発 ④農地がもたらす潤いのある景観の保全 ⑤まちづくりの視点での農地の位置付け
安定した農業経営を支援します	２．担い手の確保・育成	①経営意欲の高い農業者の支援 ②環境保全型農業の推進 ③都市農業の強みを活かした農業経営の支援 ④多様な流通経路の確保 ⑤農業後継者・担い手の確保・育成 ⑥農業経営の近代化、労働環境の改善
地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくります	３．食の安心・安全と地産地消の推進	①消費者のニーズに合わせた流通販売ネットワークの構築 ②新たな地元消費の展開 ③異業種との連携 ④清瀬市農業のＰＲ活動の推進
	４．ふれあい農業の推進	①学校教育と連携した食育活動 ②農業体験の場の確保 ③農業の教育的・福祉的機能の活用

２．計画の内容

展開方向①農地保全と多面的機能の活用

都市の農地は、農産物の生産の場であると言うだけでなく、良好な景観の保全や、災害時の一時避難場所、ゲリラ豪雨の際の保水効果等多面的な機能を有しています。

市の生産緑地の指定状況は、平成 27 年において 177.31ha で、全農地の 89%を占めています。都市における農地の保全については、自治体で連携し国や都に税制面等の改善について要望してまいりましたが、相続等を契機に生産緑地が解除され、宅地化される状況にあります。今後とも市民農園や農業体験農園等の市民利用も含めた農地保全の在り方を検討していくことが必要です。

『都内 1 位の生産量を誇るにんじん畑』

■主要施策

①生産緑地の維持・保全

○生産緑地制度の周知と追加指定の推進

都内で営農を継続していくためには生産緑地の追加指定を推進していくことが重要となります。また、道路買収等による収用により生産緑地の下限面積を下回るような場合の生産緑地の「道連れ解除[15]」等については、農業者に不利益の生じないよう必要な制度改正等を要望していきます。

○農地保全に向けた制度の検討

今後農地保全のための制度改正等があった場合には、農業者や関係部局の意見を踏まえ効果的な導入を図っていきます。

---

[15] 複数の所有者で構成されている一団の生産緑地地区において、一部の所有者が買取申出をすることにより生産緑地が解除された場合や、道路等の収用等により生産緑地が解除された場合、残された生産緑地地区の面積が 500 ㎡未満になると、 面積要件を満たさないため自動的に解除される。

②農地の有効利用の研究

○市民農園・農業体験農園の開設支援

相続等により小規模化・分散化してしまった農地や、農業従事者の高齢化等により労働力が不十分な農地について、今後も農地として継続していける様、市民農園や、生産緑地でも経営が可能な農業体験農園、福祉農園や学童農園等での活用を検討します。また、そのために必要な運営方法や手法等の情報提供、さらに新規開設の支援に努めます。

『竹丘市民農園で農作業に励むご家族』

③農地の多面的機能の啓発

○農地の持つ防災機能の啓発

都市の農地は、生産基盤としてだけではなく、災害時の一時避難場所や延焼防止の緩和空間等、防災空間としての機能も備わっているほか、豪雨時の洪水を緩和するなど、国土・環境の保全効果があります。このような農地の多面的機能が十分に発揮できるよう、これらの機能に関係する施設の整備や、協定の締結、市民への啓発活動に努めます。

④農地がもたらす潤いのある景観の保全

○農ある風景を活用した観光やシティプロモーションの手法の検討

観光と連携した散策ルートの設定や、ひまわりなどの緑肥を活用した農ある風景のシティプロモーションでの活用を通じ、環境や景観の保全における農地の役割への理解促進に努めます。

⑤まちづくりの視点での農地の位置付け

○関係課と連携

都市計画マスタープラン、環境基本計画と連携した景観づくりに取組みます。

農ある風景

清瀬市では、清瀬市農ある風景を守る会が中心となり、地元の地権者にご協力を頂きながら 2008 年より「清瀬ひまわりフェスティバル」を開催しています。

10 万本のひまわりは清瀬の夏の風物詩の一つとなっています。

展開方向②担い手の確保・育成

清瀬市では、前回計画策定時に 308 戸の農家がありましたが、平成 27 年の農業センサスでは 225 戸となっています。しかし、市内の農業について農産物の産出額を見ると大きな落ち込みはなく、9 億円 6 千万円を維持しています。また、清瀬市では、平成 28 年 3 月末で 88 戸の経営体が認定農業者の認定を受けており、地域をけん引する経営意欲の高い農業者が多いことが一つの特徴となっています。

一方で、相続等により農地が分散化・小規模化しながらも、農地を残していくために兼業農家という形で営農を継続していく農家もいます。清瀬市では、日照・通風条件等の物理的悪条件に加え、農薬散布や土ぼこり、農業機械の騒音、また、酪農においては畜産業特有の匂いや鳴き声、宅地化の進展に伴う周辺住民との軋轢等、都市農業特有の課題に対応しつつ営農を続けています。

このような現状を踏まえ、今後も清瀬市最大の産業である農業を維持・発展させていくため経営意欲の高い認定農業者の育成と支援を図ると共に、農地面積の少ない農業者に対しても各経営体に適した農業施策を展開し、農業の所得向上に努めます。

①経営意欲の高い農業者の育成・支援

○認定農業者制度の普及推進

認定農業者制度のメリットを明確にし、制度の普及推進を図ることで新たな認定農業者の誕生を図るとともに、一定の認定農業者の確保を図ります。

また、営農意欲の高い農業者に対しては、今後更に経営を拡大していけるよう、農業近代化資金利子補給事業の活用や、補助事業等を通じた資金的な支援だけではなく、清瀬市の農業情報の PR 活動を含めた支援内容を進めて参ります。

『平成 26 年度のパワーアップ事業を活用したハウス』

②環境保全型農業の推進

○各種認証制度の推進と取得支援

特別栽培農産物認証制度や東京都のエコ農産物認証制度[16]等、環境保全型農業に係る各種制度の普及推進と、取得に向けた支援に取り組み、有機・減農薬・減化学肥料栽培を推進します。

『東京都エコ農産物認証マーク』

③都市農業の強みを活かした農業経営の支援

○市内農産物を活用したブランド展開

清瀬市の歴史、地域特性を活かした特産品の開発に取り組みます。また、消費者の近い環境を活かし、生産者の名前や生産に対する思いが伝えられるような販売方法を検討します。

○収益性の高い農業の研究と展開

市内の生産者は、多くが限られた農地で高い収益性を確保するため、新技術の導入や施設栽培に取組み、生産性の向上を図っています。市では、各経営体の経営力向上のため、新技術の導入や施設栽培への取組みを支援します。

『加工品はふるさと納税の返礼品にも採用されている』

『都内で清瀬産をＰＲする出荷袋』

[16]化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度

④多様な流通経路の確保

○市場流通への支援

市内産農産物の市場流通を促進するため、産地表示等ＰＲできる出荷体制を支援します。

○経営に合った流通経路の確保

市場出荷以外の直売事業やスーパー・小売店への契約販売、仲卸業者との契約販売等販売経路も多様化しています。今後はさらにコンビニや市内の空き店舗等、新たな販売方法の展開を支援して参ります。また、加工品を中心にインバウンド消費[17]への取組拡大を図ります。

⑤農業後継者・担い手の確保・育成

○新規就農者の確保・育成

親元就農だけでなく、Ｕターン就農や定年帰農者など新規就農者を確保するとともに、就農者に対する研修・支援等育成対策を推進します。

『視察先で種苗メーカーの説明を受ける様子』

○農業者の高齢化に配慮した担い手の確保

高齢者に配慮した生産環境整備や、ＪＡの援農支援事業等を活用した営農困難時の作業受託など、高齢化に対応した農業の検討と対策を推進します。

○女性農業者への支援

都市農業は家族経営が中心となっている事を踏まえ、家族全員で農業経営を支える事が望ましいことから、家族協定の締結を進め、女性農業者の役割の明確化を図ります。

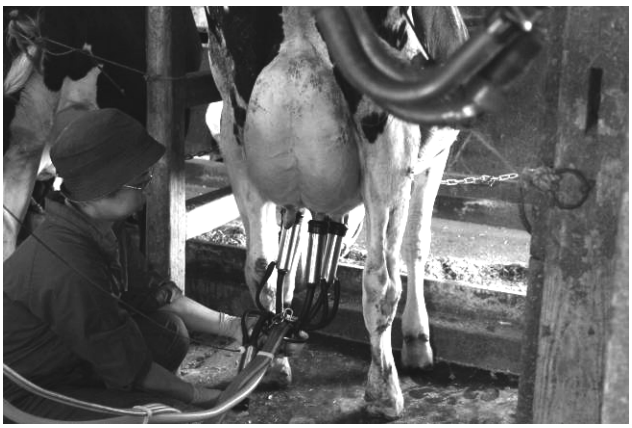

『酪農家は生き物が相手なので 365 日気を抜くことはできない』

⑥農業経営の近代化、労働環境の向上

○経営能力向上のための講習・研修

青色申告の奨励や家計と農業経営の分離推進を図ります。

○労働環境の改善

臨時雇用や市民の援農システムを導入し、年間労働時間の削減を図ります。また、機械化等による省力化への支援を推進します。

---

[17] 訪日外国人観光客による日本国内での消費活動を指す。

展開方向③食の安心・安全と地産地消の推進

近年、昨今の食の安心・安全の確保や温室効果ガスの排出削減などにつながることから、「地産地消」への期待が高まっています。消費者と生産者が近いことは清瀬都市農業の大きな強みの一つとなっています。しかしながら、畑の多く残る駅北側と、病院街として発展し畑の少ない駅南側では清瀬市農業への認知度にも大きなかい離があることから、清瀬市農業のプロモーション活動を通じ、その魅力発信に努めます。

『市民まつりでの清瀬南口農産物直売会の販売の様子』

また、食育の観点からも、学校給食への納入方法の検討や、農業まつり等のイベントでの食育展、給食の試食会等のイベントを通じ、地産地消の推進を図って参ります。

①消費者のニーズに合わせた流通・販売ネットワークの構築

○直売所の充実

現在市内には大小含め 40 軒ほどの個人直売所と、JA の共同直売所が 1 箇所あります。今後は更に地元農産物を購入できる共同直売所の充実を図ると共に、直売所マップの作成や、のぼり旗の配布など販売促進に係る支援を進めて参ります。

②新たな地元消費の展開

○新たな販路の拡大

直売所の少ない地域では、地元産農産物を購入する事が難しいことを踏まえ、地元小売店での地元農産物コーナーの設置や、駅前等での臨時的な出店、新たな共同直売所の設置等により地場産農産物を手に取りやすい環境作りに努めて参ります。

『地元産の販売コーナー』

○市内における花卉・植木の利用促進による景観の創出

市内の開発事業等における花卉・植木類の利用促進を図り、市内における花卉・植木の消費向上と、市民がより市内の緑化事業に関心を持てる環境づくりを進めます。

○学校給食への拡充

関係機関等と流通システムの構築の検討し、市内小中学校における地場産野菜の拡大を図ります。

③異業種との連携

○商店街の空き店舗等を活用した販売方法の拡大

商店街の空き店舗や駅前空間等を有効に活用し、臨時的な出店や、農産物の即売会を実施することで、市民がより地場産農産物を手に取りやすい環境を作り、地産地消の促進を図ります。

○飲食店・加工業者等との連携

飲食店・食品加工業との連携を図り、地場産農産物を利用したメニューや加工品を提供・開発し、地場産農産物に触れる機会を増やします。

④清瀬市農業の PR 活動の推進

○農業情報の発信

市内の農産物が市内でより積極的に消費されるよう、生産者の顔が見える環境を活かし、広報紙の他、ＨＰやＳＮＳ等各種ネット媒体を通じ清瀬市農業のＰＲを図ります。

また、市内の直売所の所在や、様々な販売方法があることを直売所マップ等の紙媒体の農業情報を定期発行するとともに、農ウォークを実施し農業者と消費者が触れ合う機会を創出します。

○観光農園、摘み取り農園等の支援

新たに開園する観光農園や摘み取り農園への開設への支援、散策ルートの設定、マップの作成等を通じ、地場産農産物とふれあう機会の創出に努めます。

『清瀬市ガイドブックでの農産物のＰＲ紙面』

展開方向④ふれあい農業の推進

『花卉農家での農業体験の様子』

現在、市内には市民農園が 3 園整備され、169 名の市民が利用しています。また、農家自身が運営する農業体験農園は 2 園整備され、入園者からも好評を得ており、今後、農家や農業関係団体との連携を図りながら拡大していく必要があります。

また、市民農園や農業体験農園以外でも、ブルーベリーやイチゴ等の摘み取り農園やもぎとり農園など、消費者が気軽に楽しみながら収穫体験できるような観光農園についても検討していきます。

学校教育では、食育の観点から学校給食における地場産野菜の活用や、中学生の職場体験で農業を実施している他、農業まつり等で食育展や学校給食の試食会等を実施し、学校教育と農業の連携事業に取り組んでいます。

今後は、これまでの取組みを継続するほか市民農園や農業体験農園については計画的な整備を図るとともに、農業の教育的・福祉的機能を活用し、市民と農業がふれあう機会を創出していきます。

①学校教育と連携した食育活動

○学校給食における地産地消

学校給食は、実際に食べて学ぶことが出来る場であることから、食育事業では最も重要な機会と捉え、教育委員会、農業者と連携し学校給食における地産地消を推進していきます。

○学校給食における食育と農業体験の充実

学校教育と連携し、市内農業の見学会や農業体験を推進し、農業とふれあいその理解を深める機会をつくります。

②農業体験の場の確保

○市民農園、農業体験農園の整備

市民農園や農業体験農園は、市民が最も気軽に農業に触れ合える機会であることから、市民ニーズの把握に努め、計画的な整備を進めていきます。

『農業委員会では市民農園利用者向けに講習会を行っている』

○農産物の体験活動の推進

各世代を対象とした体験農業の推進や、地場産農産物の料理教室等の地場産農産物とふれあう機会を創出していきます。

③農業の教育的福祉的機能の活用

○社会教育との連携

社会教育の中で農業講座への協力や、農家見学会、農ウォーク等を実施し、農家の知識、経験、ノウハウの活用による社会教育活動を推進します。

○福祉向上を目的とした農業のふれあいの場づくりの検討・推進

高齢者や障害を持つ方々の生きがいづくりや健康回復を目的とした農業とのふれあいの場を創出し、ふれあい農業の拡充を目指します。

農地見学会

清瀬市では、消費生活センターの実施する消費者の現地見学会の一環として、市内農家の生産地見学会を実施しています。

３．重点施策の設定

重点施策１	市内農業のＰＲ活動

本市の農業振興を進める上で、地域住民の理解が非常に重要になってくることを踏まえ、広報やHP、SNS 等の電子媒体の他、農業委員会だよりや直売所マップ等の紙媒体の広告物、消費者の農地見学会や農ウォークの実施等を通じ、都市農業の啓発活動に取り組みます。

重点施策２	地場産農産物の販売の拡大

昨今の食の安心・安全の確保や温室効果ガスの排出削減などにつながることから、「地産地消」への期待が高まっています。学校給食への供給方法の検討や、畑の少ない駅南側方面での販売方法の検討を実施して行きます。

重点施策３	学校給食での地場産農産物の販売を通じた食育活動の推進

学校給食における地場産農産物の活用は、安心・安全な農産物を実際に食する事が出来る貴重な機会であり、食への興味関心、清瀬市産業への理解を深める上で非常に重要な取組みとなっています。今後は流通等を見直し、市内での地場産野菜の利用拡大を図ります。

重点施策４	農地の持つ多面的機能の啓発

都市の農地は、生産の場としてだけではなく災害時の一時避難場所や雨水の保水効果、農ある風景等による景観形成、子供たちの学習の場である等多面的な機能を有しています。

今後も都市の農地が十分に機能を発揮できるよう基盤整備を進めるとともに、地域住民への啓発活動に取組みます。

重点施策５	ふれあい農業の推進

職場体験の受け入れの充実や市民農園・農業体験農園・摘み取り農園など、各世代に向けた農業体験の場の提供等、農業と触れ合う機会を創出します。

４．計画の実現に向けて

１．計画の推進体制の確立

本計画は、今後１０年間の全体計画を示したものであり、その推進と実現に向けた体制づくりが必要となります。

そのため、東京都農業振興事務所や東京都中央農業改良普及センター、東京都農業会議の指導と協力の下、東京みらい農業協同組合や各農業団体と連携し、農業者、市民とともに清瀬市農業の振興を図っていきます。

そのため目的に応じた役割を分担しながら柔軟性のある推進体制を確立していきます。

特に、農地は都市計画や都市整備との関係からも捉える必要があるため、担当部課と密接な連携を図るとともに、まちづくりの視点から市民とともに、総合的に清瀬市農業を支え育んでいきます。

計画に係る主体	主な役割
農業者・農業者団体	計画の主体として、農業及び農地の管理者として計画を主体的に進める。農業者団体は、個人では難しい取組みを支援していく。
ＪＡ東京みらい	経済事業や資産管理事業を通じ、農業者の生産に係る支援や、経営相談等の役割を担う。
市民・市民団体	都市農業を継続していくために、市民は積極的に地域の農産物を購入・消費することや、市民農園の利用や営農ボランティアの活動等を通じ、都市農業・都市農地への理解を深める事が求められます。
清瀬市農業委員会	農業委員会は、農地利用状況調査等を通じ、耕作放棄地の調査、違反転用の発見、農地の利用状況等を調査し、農地の適正な利用の推進を図る。 また、地域農業の振興のため意見の集約や情報提供を行う等、地域の先導的な役割を担う。
東京都農業会議	都内の農業専門機関として、各市の農業委員会並びに認定農業者や新規就農者への支援、国への要請活動を行う。
行政	各種団体と農業者、市民との調製役として相互連携の援助と、計画の進行管理を担う。
農業関係機関	農業技術の営農指導等の役割を担う。
関係機関 （商工会等）	農業振興施策への支援を担う。

２．制度・事業の活用と再検討、国や東京都への要望

農地の保全や安定した農業の継続を行い、農地のもつ多面的な機能と役割を活かして行くためには各種制度の活用を積極的に行うとともに、農業の振興に向けた必要な施策や都市農地保全制度の構築について検討し、必要に応じ国及び都へ働きかけを行ってまいります。

３．計画的な事業の実施

本計画の推進はこれまでの施策の実施状況を考慮にいれ、第４次清瀬市長期総合計画と具体的な関連を持たせながら計画的に事業の実施を行うとともに、計画をめぐる諸条件の変化に対応して必要な見直しについては適宜行います。

また、本計画における具体的な計画については、第４次清瀬市長期総合計画の実行計画に盛り込みます。

■　事業実施のイメージ

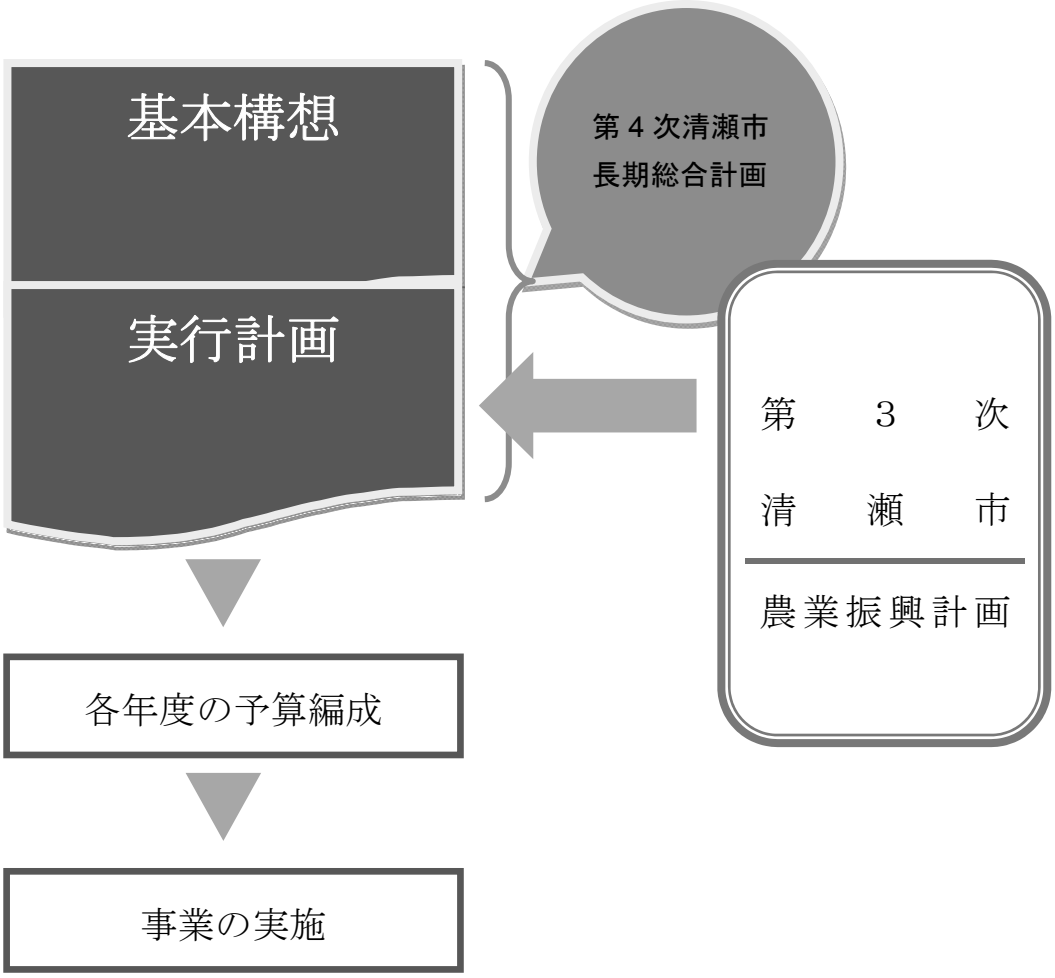

参　考　資　料

１．清瀬市農業振興計画策定委員名簿

◎：会長、○：副会長

	委　員	団　体　名	役　職　等
見識を有するもの	北　沢　俊　春	東京都農業会議	事務局長
〃	関　昇　司	清瀬商工会	事務局長
〃	佐　藤　道　子	消費者団体連絡会	
農業者の代表	◎松　村　俊　夫	清瀬市農業委員会	会長
〃	○岸　　勇　次	清瀬市認定農業者の会	会長
〃	新　井　誠　子	JA 東京みらい清瀬地区女性部	部長
〃	小　糸　忠　司	JA 東京みらいきよせ施設園芸研究会	会長
〃	金　子　秀　計 （石　津　和　幸）	JA 東京みらい清瀬地区営農部会	会長 （～H28.5.12）
〃	松　村　一　夫	JA 東京みらい植木生産組合	
〃	石　井　清　道	JA 東京みらい花卉クラブ	
〃	増　田　光　紀	清瀬市酪農組合	組合長
東京みらい 農業協同組合	伊　東　弘　次	東京みらい農業協同組合	清瀬支店 支店長
一般公募による市民	小　林　一　義	一般公募	
〃	吉 岡　袈 裟 喜	〃	
都職員	今　安　典　子	東京都農業振興事務所	農務課　課長代理 （地域計画担当）

（敬称略、順不同）

＊（　　）内は前任者

２．第３次清瀬市農業振興計画検討経過

回	開催日・会場	主な内容
第１回 農業振興計画庁内 プロジェクトチーム会議	平成 28 年 3 月 29 日 清瀬市役所 健康センター 第 2 会議室	（１）第３次清瀬市農業振興計画策定 PT の設置について （２）策定のスケジュールについて （３）現行計画の検証について
第１回 第 3 次清瀬市農業振興計画策定委員会	平成 28 年 4 月 22 日 清瀬市役所 健康センター 第 2 会議室	（１）正副会長の選出について （２）現行計画の検証について （３）その他
第２回 農業振興計画庁内 プロジェクトチーム会議	平成 28 年 6 月 21 日 清瀬市役所健康センター 第 2 会議室	（１）清瀬市農業の現状と課題 （２）農業振興施策の体系と内容
第２回 第 3 次清瀬市農業振興計画策定委員会	平成 28 年 6 月 30 日 清瀬市役所 本庁舎 第 1・2 委員会室	（１）清瀬市農業の現状と課題について （２）清瀬市農業の将来像と基本方向について （３）業種別団体の要望について （４）アンケートの内容について
第１回 農業団体向けヒアリング	平成 28 年 8 月 8 日 清瀬市役所 健康センター 第 1・2 会議室	（１）第３次農業振興計画策定の進捗状況について （２）各種団体の要望について
第２回 農業団体向けヒアリング	平成 28 年 9 月 8 日 コミュニティプラザひまわり ２階　会議室１	（１）第３次農業振興計画策定の進捗状況について （２）各種団体の要望について
第３回 農業振興計画庁内 プロジェクトチーム会議	平成 28 年 9 月 30 日 清瀬市役所 本庁舎 第 1・2 委員会室	（１）農業振興計画策定に係る市民アンケートの結果について （２）農業振興計画素案について
第３回 第 3 次清瀬市農業振興計画策定委員会	平成 28 年 10 月 6 日 JA 東京みらい経済センター ２階会議室	（１）農業振興計画策定に係る市民アンケートの結果について （２）農業振興計画素案について
第４回 農業振興計画庁内 プロジェクトチーム会議	平成 28 年 11 月 21 日 清瀬市役所 本庁舎 第 1 委員会室	（１）農業振興計画の素案について （２）その他
第４回 第 3 次清瀬市農業振興計画策定委員会	平成 28 年 11 月 24 日 清瀬市役所 本庁舎 第 1・2 委員会室	（１）第３次農業振興計画策定の答申について （２）その他
	平成 28 年 12 月 19 日 市長公室	答　申

第３次清瀬市農業振興計画

（平成 29 年度～平成 38 年度）

発行：平成 29 年 3 月
発行者：清瀬市
編集：清瀬市　市民生活部　産業振興課
〒204-8511　清瀬市中里 5 丁目 842 番地
電話　042-492-5111（代表）